

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県東讃土地改良事務所長（以下「処分庁」という。）が一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、別表1の「公開すべき部分」に掲げる部分については、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、平成16年11月15日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「新条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

- (1) 土地改良区（特定土地改良区を除く）の平成2年以降に開催された総代会の議案書の全部
- (2) 特定土地改良区の平成2年以降の総代会議事録の全部

2 処分庁の決定

処分庁は、公開請求のあった行政文書として、「〇〇土地改良区にかかる平成6年通常総代会議案（平成6年3月22日開催）」外33件を特定し、香川県公文書公開条例（昭和61年香川県条例第30号。以下「旧条例」という。）第6条第1号又は旧条例第6条第2号に該当する部分があるとして、平成17年1月13日付けで一部公開決定を、「〇〇土地改良区にかかる平成5年度臨時総代会議事録（平成5年12月3日開催）」外4件を特定し、新条例第7条第1号、新条例第7条第2号、旧条例第6条第1号又は旧条例第6条第2号に該当する部分があるとして、平成17年4月14日付けで一部公開決定を、「〇〇土地改良区平成二年度通常総代会議事録（平成2年3月18日開催）」外79件を特定し、新条例第7条第1号、新条例第7条第2号、旧条例第6条第1号又は旧条例第6条第2号に該当する部分があるとして、平成17年10月24日付けで一部公開決定を、「〇〇土地改良区にかかる平成9年度通常総代会提出議案書（平成9年3月31日開催）」外71件を特定し、旧条例第6条第1号又は旧条例第6条第2号に該当する部分があるとして、平成18年2月20日付けで一部公開決定を、「〇〇土地改良区にかかる平成11年度通常総代会提出議案書（平成11年3月31日開催）」外72件を特定し、旧条例第6条第1号又は旧条例第6条第2号に該当する部分があるとして、平成18年2月27日付けで一部公開決定を、別表2に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表3の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、平成18年3月13日付けで本件処分を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成18年3月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により香川県知事（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、香川県の情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、直ちに全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、香川県の情報公開条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の非公開理由欄の記載には、適法に処分理由が明示されていないので、香川県行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 諮問庁の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 新条例第7条第1号又は旧条例第6条第1号の該当性について

旧条例第6条第1号においては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものが記録されている公文書は公開しないことができると規定されている。

また、新条例第7条第1号本文においては、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、公開しないことができると規定されている。

個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関する情報は非公開を原則としている。

- (1) 個人の住所、氏名、年齢、職業、印影、生年月日、電話番号、有線番号、自治会名、理事・監事の退任事由

これらの情報は、特定の個人が識別され得る個人に関する情報であることは明白である。よって、新条例第7条第1号本文又は旧条例第6条第1号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しない。

2 新条例第7条第2号又は旧条例第6条第2号の該当性について

旧条例第6条第2号本文においては、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む

個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものは、公開しないことができると規定されている。

また、新条例第7条第2号本文においては、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、公開しないことができると規定されている。

(1) 土地改良区理事長の印影

「土地改良区（連合を含む）代表者の届出及び印鑑登録等の取扱いに関する要領」第6の2では、所長又は県知事は「印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする」とされており、当該情報は事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報と言える。この情報を当該法人の事業活動に関わりなく一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人に不利益を与えることから、これが新条例第7条第2号本文に該当することは明白であり、ただし書に該当しない。

(2) 当該法人の収入、支出、経理、資金調達、財産、事業等に関する部分

これらの情報を当該法人の事業活動に関わりなく一般に公開することは、財政規模、財務体質、資金繰り等の当該法人固有の内部情報を公にするとともに、当該法人の財政基盤や重要な会計状況が推定され得るため、当該法人の自由な事業活動や正当な利益が損なわれるおそれがある。よって、新条例第7条第2号本文又は旧条例第6条第2号本文に該当することは明白であり、いずれのただし書にも該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 判断における基本的な考え方について

新条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、新条例の施行日である平成12年10月1日前に作成し、又は取得した旧条例第2条第1項に規定する公文書に該当する行政文書であって平成18年4月1日前の公開請求の対象となったものについては、新条例附則第3項により、旧条例第6条各号の解釈、運用が適正であったか否かにより非公開情報の該当性について判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

香川県土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）第6条の規定により、

土地改良区から届出のあった議決事項の添付書類として提出された総代会議案書である。

3 非公開情報該当性について

次に掲げる各非公開条項についての基本的な考え方にに基づき、別表1のとおり判断する。

(1) 新条例第7条第1号又は旧条例第6条第1号の該当性について

新条例第7条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められたものであるが、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした上で、さらに、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書きで規定し、公開することを定めたものと解される。

また、旧条例第6条第1号も基本的な考え方は同様と考えられる。

(2) 新条例第7条第2号又は旧条例第6条第2号の該当性について

新条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

また、旧条例第6条第2号も基本的な考え方は同様と解される。

4 第3の2の審査請求の理由のうち、(3)について

新条例及び旧条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(省略)

別表 1

| 公開請求にかかる行政文書 | 1 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会提出議案書（平成13年3月27日開催） | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度一般会計歳入歳出決算書」（県市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計退職金（役職員）積立金）収支決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計（県営かんがい排水事業）決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計（○○対策事業○○水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案における財産目録（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成12年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県市補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成12年度基本財産積立金収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（役職員退職積立金）収支補正予算（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（導水路かんがい排水事業）収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（○○対策事業○○水路）補正予算書（案）」 ・第5号議案の「平成12年度土地改良事業特別会計収支補正予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出予算書(案)」(県、市補助金に関する部分を除く) ・第6号議案の「平成13年度特別会計(役職員退職積立金)収支予算書(案)」 ・第6号議案の「平成13年度特別会計(県営かんがい排水事業)負担金予算書(案)」における補助金以外の収入に関する部分及び支出に関する部分 ・第6号議案の「平成13年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)予算書(案)」 ・第7号議案 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額及び金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| 公開請求にかかる行政文書 | 2 平成13年〇〇土地改良区通常総代会議案(平成13年3月23日開催) | |
|--|--|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案第3の2 ・第1号議案一1の第4 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案一1(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案一2 ・第2号議案一3 ・第2号議案一4における補助金以外の収入に関する部分(監査報告書を除く) ・第3号議案一1 ・第3号議案一2 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案－2（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案－3 ・第4号議案－4 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|---|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 3 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書（平成13年3月30日開催） |
|--------------|---|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案1 ・第2号議案2 ・第2号議案3 ・第2号議案4 ・第2号議案5（監査報告を除く） ・第3号議案1 ・第3号議案2 ・第3号議案3 ・第3号議案4 ・第3号議案5 ・第5号議案1 ・第5号議案2 ・第5号議案3 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案4 ・第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|---|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 4 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月24日開催） |
|--------------|---|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「〇〇土地改良区平成11年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成11年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「〇〇土地改良区平成12年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成12年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「〇〇土地改良区平成13年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成13年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金融機関名、金額の部分 | | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 5 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案Ⅱ ・第2号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3（監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第4号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第5号議案における金額及び負担割合の部分 ・第6号議案における借入金の限度額、借入先、借入利率に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案の1 ・ 第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案の1 ・ 第2号議案の2 ・ 第2号議案の3 ・ 第2号議案の4 ・ 第2号議案の5における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案の（1）の補助率における市以外に関する部分 ・ 第2号議案の（2）の補助率における県、市以外に関する部分 ・ 第3号議案における金額の部分 ・ 第4号議案における金額の部分 ・ 第5号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・ 第6号議案における金融機関名の部分 ・ 承認第1号における財産目録に関する部分 ・ 承認第2号の1 ・ 承認第2号の「平成11年度特別会計収支決算書」 ・ 承認第2号の「平成11年度土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・ 承認第2号の「平成11年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・ 承認第2号の「平成11年度単独県費補助土地改良事業」における国、県補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費、測量試験費、用地費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業社名の部分 ・ 承認第2号の「農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者の部 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| 分 ・承認第2号の「総合計」の補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、工事雑費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 | | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 7 ○○土地改良区における平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の（2） ・基本財産退職給与積立金特別積立金報告書 ・平成11年度特別会計借入償還報告書 ・第2号議案の（1） ・第2号議案の（2）における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の（1） ・第3号議案の（2）における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の（2） ・第4号議案の（3）における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 8 | 〇〇土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成13年3月20日開催） |
|--------------|---|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第4号議案（補助金、工事請負費、設計費に関する部分に関する部分を除く） ・第5号議案における賦課金額の部分 ・第6号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|---|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 9 | 〇〇土地改良区にかかる第74回通常総代会（平成13年3月30日開催） |
|--------------|---|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・財産目録 ・第2号議案－1 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－1 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入最高限度、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 10 ○○土地改良区にかかる第55回通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、生年月日、電話番号、有線番号に関する部分（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、非補助土地改良事業区域内の受益者氏名、役員及び総代の生年月日、電話番号、有線番号であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者の部分 ・第2号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における賦課率の部分 ・第8号議案における金額及び備考の部分 ・第9号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---------------------|--|--|
| ・第10号議案における金融機関名の部分 | | |
|---------------------|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 11 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月28日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費及び監査調書を除く） ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費を除く） ・第5号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 12 | 〇〇土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成13年3月16日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|-----------------|---|---------|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、第1理事、第2理事及び理事の氏名、工事箇所近隣住宅の住人氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の一 ・第一号議案の二における県費、市費補助金以外の収入に関する部分 ・第一号議案の二の単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（一）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（二）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第一号議案の三、四 ・第二号議案の一「平成13年度一般会計収支予算案」 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の金額の部分 ・第四号議案の賦課率に関する部分 ・第五号、第六号、第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における借入額、借入先に関する部分 ・第九号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 13 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成13年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区理事長の印影 | <p>印影は、一般的に、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、法人等が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、法人等は、公開すべき相手方を限定する利益を有しているというべきである。</p> <p>しかしながら、このような情報であっても、当該法人等がそのような管理をしていないと認められる場合などには、これが公開されても、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない。</p> <p>本件処分により非公開とされた印影は、総代会に収支決算書を報告する際に押印されたものであり、当該法人がこのような文書を提出する相手方は、処分庁等に限定されていると考えられる。</p> <p>すなわち、本件印影はいずれも当該法人が真正かつ真意に基づいて作成した文書であることを示す機能を有する性質のものであるとともに、特定の書類に限定して用いられ、当該法人においてむやみに公にしているものと認められることから、公にした場合には、当該法人の各種書類の偽造等に悪用されるなどが考えられる。</p> <p>よって、本件印影は、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の「平成11年度収支決算書」 ・ 第2号議案の「平成11年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・ 「平成11年度農地転用月別表」 ・ 第3号議案 ・ 第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の「平成12年度現計表」 ・第5号議案の「平成12年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第5号議案の「平成12年度農地転用月別表」 ・第6号議案の「平成13年度予算書(案)」 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額及び料率に関する部分 ・第12号議案における金額、金融機関名の部分 ・第13号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 14 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1における補助金以外の収入に関する部分及び工事代金、測定、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4 ・第1号議案－5における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第1号議案－6 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案－3 ・第3号議案－4 ・第3号議案－5 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| <p>・第7号議案における金融機関名に関する部分</p> | | |
|------------------------------|--|--|

公開請求にかかる行政文書 15 ○○土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月27日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <p>個人の氏名、印影（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <p>・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案の「一般会計収支予算書」 ・第3号議案の「研修費積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」</p> | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案－1の金額、金融機関名の部分 ・第3号議案－2の金額の部分 ・第3号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法、借入手続 ・第3号議案－4における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 16 | 〇〇土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成13年3月24日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の4 ・第2号議案の1における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の（1）、（2）、（4）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3） ・第3号議案の3 ・第4号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 17 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月22日開催） |
|--------------|----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案－2 ・ 第2号議案－1における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第2号議案－2 ・ 第2号議案－3 ・ 第2号議案－4 ・ 第2号議案－5 ・ 第2号議案－6（監査報告書を除く） ・ 第3号議案－1における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案－2 ・ 第3号議案－3 ・ 第5号議案における金額の部分 ・ 第7号議案における借入金、借入先、償還の方法に関する部分 ・ 第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 18 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の2 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における金額の部分 ・第14号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第15号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 19 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <p>個人の氏名、印影（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、当該法人の事務局職員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の「財産目録」 ・第1号議案2（県市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 20 平成13年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、〇〇地区土地改良協議会総会における土地改良功労表彰者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第9号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第10号における借入金最高限度額、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における借入金最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第12号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成13年度支出額及び14年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 21 ○○土地改良区にかかる第38回通常総代会議案（平成13年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成12年度事業計画変更書」における単独土地改良事業、調査設計に関する部分 ・議案第2号の「平成12年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成12年度一般会計補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号の「平成12年度特別会計補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第3号の「平成12年度特別会計補正予算書」における単独土地改良事業、調査設計に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における維持管理適正事業、融資単独土地改良事業に関する部分 ・議案第6号の「平成13年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・議案第7号の「平成13年度一般会計予算書」 ・議案第7号の「平成13年度一般会計予算明細書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号の「平成13年度特別会計予算書」における融資単独土地改良事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第9号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第10号における金融機関名の部分 ・議案第12号における金額の部分及び「利子軽減の特別措置分一覧表」並びに「平成13年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 22 平成12年度○○土地改良区総代会議案（平成13年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | 関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の(ロ)における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」(補助金に関する部分を除く) ・第3号議案の(ロ)における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案における借入金、利率、借入先、償還期間、償還方法に関する部分 ・第6号議案における賦課基準に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 23 第33回〇〇土地改良区通常総代会議案(平成13年3月26日開催) |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第2号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案の「平成11年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・「財産目録の承認について」 ・第5号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・13年度償還金 ・第6号議案(補助金に関する部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 24 第31回〇〇土地改良区通常総代会議案(平成13年3月24日開催) |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
| | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>個人の氏名、印影（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1, 3、借入金の状況及び財産目録 ・第1号議案の第4の2における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成11年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成11年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成12年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成12年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成12年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の非補助土地改良事業に関する部分 ・第3号議案の「平成12年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成12年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第4号議案の非補助土地改良事業に関する部分 ・第5号議案の「平成13年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成13年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成13年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成13年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| する部分 ・第8号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 25 | 〇〇土地改良区にかかる平成12年度通常総代会議案（平成13年3月29日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成12年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成12年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成13年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案における借入金額、借入利率、元金の償還方法及び利息の支払方法並びに時期に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名及び金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 26 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書（平成13年3月28日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1 ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 27 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成13年3月17日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <p>個人の氏名（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、議長及び議事録署名人の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分 ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分 ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第9号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第10号議案 ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・第16号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 28 ○○土地改良区にかかる第46回総代会議案（平成13年3月18日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| | | |
|---------|--------|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第7号議案（2）（補助金、新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 29 ○○土地改良区にかかる第48回通常総代会議案（平成13年3月25日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の6 ・第2号議案の7 ・第2号議案の8 ・第2号議案の9 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の10における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第5号議案の2 ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第5号議案の5 ・第5号議案の6 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 30 ○○土地改良区にかかる第22回通常総代会議案（平成13年3月18日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における施工業者に関する部分 ・第2号議案 ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第9号議案（監査報告書を除く） ・第10号議案（補助金に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第16号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第17号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第18号議案 ・第19号議案（補助金に関する部分を除く） ・第20号議案 ・第21号議案 ・第22号議案 ・第23号議案 ・第24号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第27号議案における金額及び負担率の部分 ・第28号議案における金額の部分 ・第29号議案における金融機関名の部分 ・第30号議案における金融機関名、借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還方法に関する部分 | | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 31 ○○土地改良区にかかる第15回通常総代会議案（平成13年3月26日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開される部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における金融機関名、借入金額、借入利率、償還の方法、償還財源に関する部分 ・第6号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 32 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第6号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、当該法人の新規加入員の住所、氏名等であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度一般会計歳入歳出決算書」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計退職積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計○○導水路収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計（○○対策事業○○水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案の財産目録 ・第4号議案の「平成13年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成13年度基本財産積立金収支補正予算書（案）」 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の「平成13年度特別会計退職積立金収支補正予算(案)」 ・第4号議案の「平成13年度特別会計〇〇導水路収支補正予算(案)」における市補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の「平成13年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)補正予算書(案)」 ・第5号議案における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第8号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出予算書(案)」(県、市補助金に関する部分を除く) ・第8号議案の「平成14年度特別会計退職積立金収支予算書(案)」 ・第8号議案の「平成14年度特別会計〇〇導水路収支予算書(案)」における市補助金以外の収入に関する部分 ・第8号議案の「平成14年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)負担金予算書(案)」 ・第9号議案 ・第11号議案の金額の部分 ・第12号議案の金融機関名の部分 ・第13号議案の金額の部分 ・第14号議案における金額及び金融機関名の部分 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第7号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 33 平成14年度〇〇土地改良区通常総代会議案(平成14年3月18日開催)

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第3号議案の1 ・第3号議案の2 ・第3号議案の3 ・第3号議案の4 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7</p> | |

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案の5 ・第3号議案の6 ・第3号議案の7における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の2（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 ・第4号議案の6 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|-------------------------------------|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 34 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案（監査報告を除く） ・第3号議案 ・第5号議案 ・第6号議案における金額及び事業賦課金基準に関する部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第9号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、役員候補者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「○○土地改良区平成12年度一般会計収支決算書」（補助金及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成12年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「○○土地改良区平成13年度一般会計収支補正予算書」（補助金及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成13年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第3号議案～3における補助金以外の収入に関する部分及び単県、市単事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「○○土地改良区平成14年度一般会計予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成14年度県市費補助土地改良事業収支予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び県単、市単事業費、委託料以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名及び一時借入金最高限度額の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 36 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月31日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第1における非補助土地改良事業に関する部分 ・第1号議案の第2の1、2における金額の部分及び内訳の部分 ・第1号議案Ⅱ ・第2号議案の1（補助金に関する部分及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3（監査報告書を除く） ・第3号議案の1（補助金に関する部分及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第4号議案の土地改良施設維持管理適正化事業に関する部分 ・第4号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分） ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第5号議案における金額の部分及び負担割合の部分 ・第6号議案における借入金の限度額、借入先、借入利率に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 37 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度総代会議案（平成14年3月30日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案のⅡ ・ 第2号議案 ・ 第3号議案の「平成12年度財源調整積立金」「平成12年度退職給与積立金」「平成12年度決済金」 ・ 第3号議案の「平成12年度土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・ 第3号議案の「平成12年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・ 第3号議案の「平成12年度単独県費補助土地改良事業」における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、測量試験費、用地費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・ 第3号議案の「平成12年度農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者の部分 ・ 第3号議案の「総合計」の県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 ・ 第3号議案の1 ・ 第3号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・ 第3号議案の3 ・ 第4号議案の1 ・ 第4号議案の2 ・ 第4号議案の3 ・ 第4号議案の4 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の5における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の(1)における市以外の補助率に関する部分 ・第4号議案の(2)における県、市以外の補助率に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 38 | 〇〇土地改良区における平成14年度通常総代会議案(平成14年3月31日開催) |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・基本財産退職給与積立金特別積立金報告書 ・財産目録 ・平成12年度特別借入償還報告 ・第2号議案の(1) ・第2号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分(監査報告書を除く) ・第3号議案の(1) ・第3号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の1における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の2 ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 39 | 〇〇土地改良区にかかる第51回通常総代会議案（平成14年3月21日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2の改良区直営事業に関する部分 ・第1号議案の2 ・第2号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分並びに監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入先、借入金限度額、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 40 | 〇〇土地改良区にかかる第75回通常総代会（平成14年3月20日開催） |
|--------------|----|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案-4における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案-1 ・第2号議案-2 ・第2号議案-3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案-1 ・第3号議案-2 ・第3号議案-3 ・第3号議案-4における県、市補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入最高限度額、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|---|--|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 41 ○○土地改良区にかかる第56回総代会（平成14年3月23日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1における請負業者に関する部分 ・第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4（監査報告書を除く） ・第3号議案における請負業者名に関する部分 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2 ・第6号議案の1 ・第6号議案の2 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案の3 ・第6号議案の4 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における賦課率の部分 ・第10号議案における金額及び備考の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 42 | 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成14年3月30日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・1号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」 ・2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入、支出に関する部分 ・2号議案（監査報告書を除く） ・3号議案の「平成14年度一般会計収支予算書案」 ・3号議案の「平成14年度特別会計収支予算書案」における補助金以外の収入、支出に関する部分 ・3号議案の「平成14年度〇〇土地改良区財政調整基金収支予算書案」 ・4号議案における金額の部分 ・5号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 43 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度総代会（平成14年3月28日開催） |
|--------------|----|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度財調資金積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金及び請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度財調資金積立金特別会計収支予算書」 ・第2号議案の「平成14年度退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の金額の部分 ・第6号議案の金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 44 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、工事箇所近隣住宅の住人氏名、第1理事、第2理事、理事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の二 ・第二号議案の一 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本</p> | |

- ・ 第二号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分
- ・ 第二号議案の二の（２）における工事費、換地費、用地費、設計費、工雑、登記費、市負担金以外の支出に関する部分
- ・ 第二号議案の事業別明細書の（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分
- ・ 第二号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分
- ・ 第二号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分
- ・ 第二号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分
- ・ 第二号議案の三、四（監査報告書を除く）
- ・ 第三号議案の一
- ・ 第三号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分
- ・ 第三号議案の二の（２）における工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、相続移転以外の支出に関する部分
- ・ 第三号議案の事業別明細書（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分
- ・ 第三号議案の事業別明細書（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分
- ・ 第三号議案の事業別明細書（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分
- ・ 第三号議案の事業別明細書（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分
- ・ 第三号議案の三
- ・ 第三号議案の四
- ・ 第四号議案の二
- ・ 第四号議案の三、四
- ・ 第五号議案における金額の部分
- ・ 第六号議案における金額及び賦課率の部分
- ・ 第七号議案における金額の部分
- ・ 第八号議案における金額の部分
- ・ 第九号議案における金額の部分
- ・ 第十号議案における借入額、借入先
- ・ 第十一号議案における金融機関名の部分

条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区理事長の印影 | <p>本件印影は、総代会に収支決算書を報告する際に押印されたものであり、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の「平成12年度収支決算書（一般会計）」 ・ 第2号議案の「平成12年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・ 「平成12年度農地転用月別表」 ・ 第3号議案 ・ 第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第5号議案の「平成13年度現計表」 ・ 第5号議案の「平成13年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び事業費に関する部分 ・ 第5号議案の「平成13年度農地転用月別表」 ・ 第7号議案の「平成14年度予算書（案）」 ・ 第8号議案における金融機関名の部分 ・ 第11号議案における料率に関する部分 ・ 第12号議案における金額、金融機関名の部分 ・ 第13号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 46 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4 ・第1号議案－5 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案－3 ・第3号議案－4 ・第3号議案－5 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 47 ○○土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成14年3月23日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属す</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の(1)から(3)及び(6)における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の(4)、(5) ・第1号議案の4(監査報告書を除く) ・第2号議案の1の(1)から(4)における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の1の(5) ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の(1)(2)(5)における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の(3)(4) ・第3号議案の3 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額の部分 ・第8号議案における金融機関名に関する部分 | <p>る情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|---|--|

公開請求にかかる行政文書 | 48 ○○土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案(平成14年3月25日開催)

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| 個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の「事業明細書」の(1)における県費、市費以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「事業明細書」の(2)における市費以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案(監査報告書を除く) ・第3号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案-1における金額の部分 ・第3号議案-2における負担割合及び金額の部分 ・第3号議案-3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法に関する部分 ・第3号議案-4における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 49 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案（平成14年3月18日開催） |
|--------------|----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案-2 ・第2号議案-1における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案-2 ・第2号議案-3 ・第2号議案-4 ・第2号議案-5 ・第2号議案-6 ・第3号議案-1における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案-2 ・第3号議案-3 ・第5号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額及び金融機関名の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 50 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|----|--|

| | | |
|---------|--------|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の3における金額の部分 ・第1号議案の4 ・第1号議案の「財産目録報告書」 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における預入先に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 51 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月21日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、当該法人の事務局職員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の財産目録 ・第1号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における請負業者名 ・第1号議案3-4における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費、事務費以外の支出に関する部分 ・第1号議案3-4の県単、市単、衛生課における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第1号議案3-4の国災、市災における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費、事務費以外の支出に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における県、市補助金以外の収入に関する部分を除く ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における金額及び金融機関名の部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | <p>当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|---|--|

公開請求にかかる行政文書 | 52 平成14年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成14年3月8日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、〇〇地区土地改良協議会総会における土地改良功労表彰者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号（補助金に関する部分を除く） ・議案第8号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成14年度支出額及び15年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 53 ○○土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成14年3月7日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成13年度事業計画変更書」における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計事業に関する部分 ・議案第2号の「平成13年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成13年度一般会計補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号の「平成13年度特別会計補正予算書」における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号の「平成14年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・議案第6号の「平成14年度一般会計予算書」（町補助金に関する部分を除く） ・議案第7号の「平成14年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 ・議案第9号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第10号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 ・議案第13号における金額の部分、「平成14年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第14号 ・議案第15号 | | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 54 平成14年度〇〇土地改良区総代会議案（平成14年3月12日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の（ロ）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第5号議案（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 55 〇〇土地改良区にかかる平成13年度総代会議案（平成14年3月28日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の氏名及び印影であった。</p> <p>これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、新条例第7条第1号本文に該当すると判断される。</p> <p>次に、ただし書の該当性について検討する。</p> | <p>監査報告書の監事の氏名</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>審査会で調査したところ、監査報告書には、監事全員の氏名が表示されていた。土地改良区の監事氏名については、土地改良法第18条第17項の規定により、県知事によって公告されていることから、これらの氏名については、法令の規定により公にされている情報と認められるので、ただし書に該当すると判断される。</p> <p>印影については、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 議案第1号の1 ・ 議案第1号の2 ・ 議案第2号の1（助成金に関する部分を除く） ・ 議案第2号の2における助成金以外の収入に関する部分 ・ 議案第2号の3における補助金以外の収入に関する部分及び会議費、事業費以外の支出に関する部分 ・ 議案第3号の2（助成金を除く） ・ 議案第3号の3における助成金以外の収入に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 56 第36回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成14年3月25日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、役員の退任理由が記載されている部分であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第3号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第3号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案の財産目録 ・ 第5号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第5号議案の「平成14年度特別会計収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案における金融機関名の部分 ・第8号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別紙1～3 | | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 57 第32回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成14年3月23日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1, 3 ・第1号議案の第4の2（県、市補助金を除く） ・第1号議案の「借入金の状況」 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の1「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成12年度土地改良事業特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成12年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成12年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成13年度収支補正予算について」における一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計 ・第3号議案の「平成13年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成13年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第5号議案の「平成14年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>る部分を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の「平成14年度土地改良事業特別会計収支予算書(案)」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成14年度財政調整積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案の「平成14年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案の「一般会計組合費の内訳」 ・第6号議案の賦課金賦課基準に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第6号議案の「平成14年度〇〇賦課金」 ・第7号議案における一時借入金の最高限度額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率の部分 ・第8号議案における一時借入金の最高限度額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率の部分 ・第9号議案の金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 58 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案(平成14年3月27日開催)

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案(公開部分を除く) ・第2号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案(監査報告書を除く) ・第4号議案の「平成13年度一般会計収支補正予算書」(補助金に関する部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の「平成13年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成14年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における預託金融機関、一時借入金の限度額の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|----|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 59 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月29日開催） |
|--------------|----|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1 ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 60 | 〇〇土地改良区にかかる第55回通常総代会議案（平成14年3月16日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、議長及び議事録署名人の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 報告2における工事施工業者に関する部分 ・ 報告5の1 ・ 報告5の2（補助金に関する部分を除く） ・ 報告5の3 ・ 第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分 ・ 第1号議案の報告5の1、2 ・ 第1号議案の報告5の3における単独県費補助土地改良事業に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の「財産目録」 ・ 第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第3号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案 ・ 第6号議案 ・ 第7号議案（監査報告書を除く） ・ 第8号議案 ・ 第9号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第10号議案 ・ 第11号議案 ・ 第12号議案 ・ 第13号議案 ・ 第14号議案 ・ 第15号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・ 第16号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 61 ○○土地改良区にかかる第47回総代会議案（平成14年3月3日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案における施工業者に関する部分 ・ 第1号議案の3 ・ 第2号議案（補助金、水道局収入及び事業費の新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第3号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案（監査報告書を除く） ・ 第6号議案（2）（補助金、水道局収入及び事業費の新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第7号議案 ・ 第8号議案 ・ 第9号議案 ・ 第10号議案における金融機関名の部分 ・ 第12号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 62 ○○土地改良区にかかる第23回通常総代会議案（平成14年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案における施工業者に関する部分 ・ 第2号議案 ・ 第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・ 第4号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断</p> | |

| | | |
|--|-------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第9号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第10号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第11号議案（監査報告書を除く） ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案 ・第17号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第18号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第19号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分を除く） ・第20号議案（補助金に関する部分を除く） ・第21号議案 ・第22号議案 ・第23号議案 ・第24号議案 ・第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第26号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第27号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第29号議案における金額及び負担割合に関する部分 ・第30号議案における金額の部分 ・第31号議案における金融機関名の部分 ・第32号議案における借入金の限度額、借入金の利息、 | <p>される。</p> | |
|--|-------------|--|

| | | |
|----------------|--|--|
| 借入先、償還方法に関する部分 | | |
|----------------|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 63 | 〇〇土地改良区にかかる第16回通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案～1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案～2（監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案～1（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案～2 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第7号議案における預入先に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 64 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会提出議案書（平成15年3月31日開催） |
|--------------|----|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成13年度一般会計歳入歳出決算書」（県市補助金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「平成13年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成13年度特別会計退職積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成13年度特別会計〇〇導水路収支決算書」における市補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「平成13年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案における財産目録（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成14年度基本財産積立金収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成14年度特別会計（役職員退職積立金）収支補正予算（案）」 ・第4号議案の「平成14年度特別会計〇〇導水路収支補正予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の「平成14年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）補正予算書（案）」 ・第5号議案の「平成14年度土地改良事業特別会計収支補正予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第6号議案の「平成15年度一般会計歳入歳出予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成15年度特別会計退職積立金収支予算書（案）」 ・第6号議案の「平成15年度特別会計〇〇導水路収支予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分及び支出に関する部分 ・第6号議案の「平成15年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）予算書（案）」 ・第7号議案 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額及び金融機関名の部分 | <p>広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|---|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影 ・ 第11号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、役員退任理由と役員候補者の住所、氏名等が記載された部分であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の「平成13年度事業収支決算書」の補助金以外の収入に関する部分 ・ 第1号議案2 ・ 第2号議案1 ・ 第2号議案2 ・ 第2号議案3 ・ 第2号議案4 ・ 第2号議案5（監査報告を除く） ・ 第3号議案1 ・ 第3号議案2 ・ 第3号議案3 ・ 第3号議案4 ・ 第5号議案1 ・ 第5号議案2 ・ 第5号議案3 ・ 第5号議案4 ・ 第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・ 第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・ 第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 66 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「〇〇土地改良区平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成13年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「〇〇土地改良区平成14年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成14年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第3号議案～3における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「〇〇土地改良区平成15年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成15年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名、金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 67 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月31日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・ 第1号議案の2 ・ 第2号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・ 第2号議案の3 ・ 第2号議案の4 ・ 第3号議案における金額の部分 ・ 第4号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 68 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案のⅡ ・ 第2号議案の2の（1）～（3） ・ 第2号議案の（4）における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案の「平成13年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・ 第2号議案の「平成13年度単独県費補助土地改良事業」における国、県補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業社名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者名の部分 ・第2号議案の「総合計」の県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、工事雑費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の1 ・第3号議案の2の(1)～(3) ・第3号議案の2の(4)における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2の(1)～(3) ・第4号議案の2の(4)における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案における県、市以外の補助率 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 69 ○○土地改良区における平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「基本財産退職給与積立金特別積立金報告書」 ・第1号議案の「財産目録」 ・平成13年度特別会計借入償還報告書 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案の1（補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第8号議案の1（補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第8号議案の2、3、4、5 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 ・第11号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 70 ○○土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成15年3月16日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分） ・第2号議案の第2（監査報告書を除く） ・第3号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第3号議案の第2 ・第4号議案における賦課金額の部分 ・第5号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 71 ○○土地改良区にかかる第76回通常総代会（平成15年3月20日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・財産目録 ・第2号議案－1 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－1 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入最高限度、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 72 ○○土地改良区にかかる通常総代会（平成15年3月8日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、住所に関する部分（公開部分を除く） ・第12号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、役員候補者の住所、氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における賦課率の部分 ・第8号議案における金額及び備考の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 73 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・1号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」 ・1号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・2号議案（監査報告書を除く） ・3号議案の「平成15年度一般会計収支予算書案」 ・3号議案の「平成15年度特別会計収支予算書案」（補助金に関する部分を除く） ・3号議案の「平成15年度〇〇土地改良区財政調整基金収入支出予算書案」 ・4号議案における金額の部分 ・5号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|----|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 74 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度総代会（平成15年3月27日開催） |
|--------------|----|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、電話番号、生年月日、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、総代の電話番号、生年月日であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成13年度事業報告書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、測量試験費、用地補償費に関する部分を除く） ・第1号議案（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費及び監査報告書を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「平成15年度事業報告書」(補助金、工事費、工事雑費、設計料、測量試験費、用地補償費に関する部分を除く) ・第2号議案(県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費を除く) ・第3号議案における金額の部分 ・第4号議案における金額の部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 75 | 〇〇土地改良区にかかる第42回通常総代会議案(平成15年3月20日開催) |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、第1理事、第2理事及び理事の氏名、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第一号議案の二 ・第二号議案の一 ・第二号議案の二における維持管理適正化事業に関する部分 ・第二号議案の二における県費、市費補助金以外の収入に関する部分 ・第二号議案の二の単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第二号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第二号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の(一)における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の(二)における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>に関する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第二号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・ 第二号議案の三、四 ・ 第三号議案の一 ・ 第三号議案の二における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第三号議案の二の維持管理適正化事業、単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書の（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地、補償費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書の（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の三、四 ・ 第四号議案の二 ・ 第四号議案の三における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第五号議案における金額の部分 ・ 第六号議案の賦課率に関する部分 ・ 第七号、第八号、第九号議案における金額の部分 ・ 第十号議案における借入額、借入先に関する部分 ・ 第十一号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 76 ○○土地改良区にかかる総代会議案（平成15年3月28日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度決算書」 ・「平成13年度農地転用月別表」 ・第2号議案の「平成13年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における補助金以外収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度現計表」 ・第6号議案の「平成14年度農地転用月別表」 ・第6号議案の「平成14年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第8号議案の「平成15年度予算書(案)」 ・第9号議案における金融機関名の部分 ・第10号議案における金額及び料率に関する部分 ・第11号議案における金額、金融機関名の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 77 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月25日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事、第一監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案-1における補助金以外の収入に関する部分及び工事代金、設計費以外の支出に関する部分 ・第1号議案-2 ・第1号議案-3 ・第1号議案-4 ・第1号議案-5 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案-3 ・第3号議案-4 ・第3号議案-5 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 78 ○○土地改良区にかかる平成15年通常総代会議案（平成15年3月26日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案の「平成15年度一般会計収支予算書」 ・第4号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案－1の金額、金融機関名の部分 ・第4号議案－2の金額の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法に関する部分 ・第4号議案－4における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 79 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の（1）から（3）（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の3の（4）（5） ・第1号議案の4 ・第2号議案の1の（1）（2）（4）（6）における補助金以外の収入に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の1の(3)(5) ・第2号議案の3 ・第3号議案の2の(1)(2)における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の(3)(4) ・第3号議案の3 ・第4号議案の補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第6号、第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 80 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案(平成15年4月2日開催) |
|--------------|----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) ・第15号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、役員候補者の住所、氏名、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案の1の4 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案(監査報告書を除く) ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 81 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、当該法人の事務局職員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の「財産目録」 ・第1号議案2（補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|----|-----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 82 | 平成15年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月27日開催） |
|--------------|----|-----------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、〇〇地区土地改良協議会総会における土地改良功労表彰者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成15年度支出額及び16年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 83 平成15年度〇〇土地改良区総代会議案（平成15年3月14日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の生年月日、自治会名 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、総代の生年月日、自治会名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 84 第1回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月28日開催） |
|--------------|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の（助成金に関する部分を除く） ・第2号議案の負担割合の部分 ・第3号議案 ・第4号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第5号議案における金融機関名に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 85 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年2月17日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の氏名及び印影であった。</p> <p>これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、新条例第7条第1号本文に該当すると判断される。</p> <p>次に、ただし書の該当性について検討する。</p> <p>審査会で調査したところ、監査報告書には、監事全員の氏名が表示されていた。土地改良区の監事氏名については、土地改良法第18条第17項の規定により、県知事によって公告されていることから、これらの氏名については、法令の規定により公にされている情報と認められるので、ただし書に該当すると判断される。</p> <p>印影については、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。</p> | <p>監査報告書の監事の氏名</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の2 ・第2号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・第2号議案の2における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案の2における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の2（助成金に関する部分を除く） ・第4号議案の3（助成金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 86 第37回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年2月27日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第3号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 「財産目録の承認について」 ・ 第4号議案の「平成14年度会計補正予算書」 ・ 第5号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・ 第6号議案の「平成15年度収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第7号議案における金融機関名の部分 ・ 第9号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・ 別表1、別表2 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 87 第33回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月21日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <p>個人の氏名、印影（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・ 第1号議案の第4の1、3、借入金の状況及び財産目録 ・ 第2号議案の「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第2号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・ 第2号議案の「平成13年度財政調整積立特別会計収支決算書」 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成14年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」(補助金に関する部分を除く) ・第3号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成14年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成14年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第5号議案の「平成15年度一般会計収支予算書(案)」(補助金に関する部分を除く) ・第5号議案の「平成15年度土地改良事業特別会計収支予算書(案)」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成15年度財政調整積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案の「平成15年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成15年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成15年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第8号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案の「平成15年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第7号議案の「平成15年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 89 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案書（平成15年3月7日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・議案第12号 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、役員候補者の住所、氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、た</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号の 1 (補助金に関する部分を除く) ・ 議案第 1 号の 2 ・ 議案第 1 号の 4 ・ 議案第 1 号の 5 ・ 議案第 2 号の 1 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 2 号の 2 ・ 議案第 3 号の 1 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 4 号の 1 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 5 号の 1 (補助金に関する部分を除く) ・ 議案第 5 号の 2 ・ 議案第 6 号 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 7 号 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 8 号 (補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・ 議案第 9 号における金額の部分 ・ 議案第 10 号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・ 議案第 11 号における金融機関名の部分 | <p>し書に該当しないと判断される。</p> <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 90 ○○土地改良区にかかる第 5 6 回通常総代会議案 (平成 15 年 3 月 8 日開催) |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 (公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第 7 条第 1 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分 (公開部分を除く) ・ 報告 2 における工事施工業者に関する部分 (公開部分を除く) ・ 報告 5 (補助金に関する部分及び監査報告書を除く) ・ 第 1 号議案の報告 2 における工事施工業者に関する部分 ・ 第 1 号議案の報告 5 の 1、2 ・ 第 1 号議案の財産目録 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案（補助金に関する部分を除く） ・第9号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・第17号議案における金額の部分 | | |
|--|--|--|

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 91 ○○土地改良区にかかる第48回総代会議案（平成15年3月23日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 92 | 〇〇土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5 ・第2号議案の6 ・第2号議案の7 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第5号議案の2 ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第5号議案の5 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における施工業者に関する部分 ・第2号議案 ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第9号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第10号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分（監査報告書を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第17号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第18号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第19号議案（補助金に関する部分を除く） ・第20号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第21号議案 ・第22号議案 ・第23号議案 ・第24号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第26号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第27号議案における借入金の種類、借入金額、借入先、借入方法、利率、据え置き期間及び償還期間、償還方法、償還財源に関する部分 ・第29号議案における金額及び負担割合の部分 ・第30号議案における金額の部分 ・第31号議案における金融機関名の部分 ・第32号議案における金融機関名、借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還方法に関する部分 | | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 94 ○○土地改良区にかかる第17回通常総代会議案（平成15年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開請求にかかる行政文書 95 平成15年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月19日開催） | | |
|--|--|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事、第一監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） 第2号議案の第3の2 第2号議案の第4 第2号議案のⅡ 第3号議案の1～5（補助金に関する部分を除く） 第3号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く 第4号議案の2～5（補助金に関する部分を除く） 第4号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く 第5号議案の2～5（補助金に関する部分を除く） 第6号議案における金額に関する部分 第7号議案における金額に関する部分 第8号議案における、借入限度額、借入先、償還方法、借入手続に関する部分 第9号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開請求にかかる行政文書 96 〇〇土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案書（平成16年3月27日開催） | | |
|---|--------|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
| | | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成14年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案1 ・第2号議案2 ・第2号議案3 ・第2号議案4（監査報告を除く） ・第3号議案1 ・第3号議案2 ・第3号議案3 ・第3号議案4 ・第5号議案1 ・第5号議案2 ・第5号議案3 ・第5号議案4 ・第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 97 ○○土地改良区における平成16年度通常総代会議案（平成16年3月28日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の財産目録 ・基本財産退職給与特別積立金報告書 ・第2号議案（補助金及び事業費に関する部分並びに監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び事業費に関する部分を除く） ・第4号議案の1（補助金及び事業費に関する部分を除く） ・第4号議案の2 ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 98 ○○土地改良区にかかる第53回通常総代会議案（平成16年3月14日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、役員候補者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分並びに監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案借入先、借入金限度額、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1、2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量設計費、工雑以外の支出に関する部分並びに施工業者名の部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4（監査報告書を除く） ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分並びに請負業者名に関する部分 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2 ・第6号議案の1 ・第6号議案の2 ・第6号議案の3 ・第6号議案の4 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における賦課率の部分 ・第10号議案における金額及び備考の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の「平成14年度事業報告書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、用地補償費に関する部分を除く） ・ 第1号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金及び工事費に関する部分を除く） ・ 第1号議案の「平成14年度財政調整資金積立金特別会計収支決算書」 ・ 第1号議案の「平成14年度退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・ 第1号議案の「財産目録」 ・ 第2号議案の「平成16年度事業計画書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、用地補償費に関する部分を除く） ・ 第2号議案の「平成16年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金及び請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第2号議案の「平成16年度特別会計財調資金収支予算書」 ・ 第2号議案の「平成16年度退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・ 第3号議案の金額の部分 ・ 第4号議案の金額の部分 ・ 第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 101 ○○土地改良区にかかる第43回通常総代会議案（平成16年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、第1理事及び理事の氏名、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の二の「財産目録」 ・第二号議案の二の「一般会計収支決算書」 ・第二号議案の二の「事業会計収支決算書」における「維持管理適正化事業に関する部分 ・第二号議案の二の「事業会計収支決算書」における単県、単市、舗装、登記における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費、分筆登記、地目変更、移転登記以外の支出に関する部分 ・第二号議案の「事業別明細書」の一 ・第二号議案の「事業別明細書」の二、三、四における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の一 ・第三号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分 ・第三号議案の二の（２）における工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（六）（七）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第三号議案の三 ・第三号議案の四 ・第四号議案の二 ・第四号議案の三、四 ・第五号議案における金額の部分 ・第六号議案における金額及び賦課率の部分 | <p>断される。</p> <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における金額の部分 ・第九号議案における金額の部分 ・第十号議案における借入額、借入先の部分 ・第十一号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 102 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成16年3月31日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、退任慰労金受給者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区理事長の印影 | <p>本件印影は、総代会に収支決算書を報告する際に押印されたものであり、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第2号議案の「平成14年度事業決算報告」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第2号議案の「平成14年度収支決算書」 ・「平成14年度農地転用月別表」 ・第2号議案の「特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第3号議案 ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の「平成15年度現計表」 ・第5号議案の「平成15年度農地転用月別表」 ・第5号議案の「平成15年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第6号議案の「平成16年度予算書(案)」 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額及び料率に関する部分 ・第10号議案における金額、金融機関名の部分 ・第11号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 103 ○○土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成16年3月27日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <p>個人の氏名（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の（1）～（4）（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の3の（5） ・第1号議案の4（監査報告書を除く） ・第2号議案の1の（1）～（5）（7）における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の1の（6） ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の（1）（2）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3）（4） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案の2の「一般会計収支予算（案）」 ・第5号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第6号、第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 104 | 〇〇土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年3月25日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、工事箇所近隣住宅の住人氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の第2 ・第1号議案のII ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 105 | 〇〇土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年4月17日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、当該法人の事務局職員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案1の「財産目録」 ・ 第1号議案2（補助金に関する部分を除く） ・ 第1号議案3-1 ・ 第1号議案3-2 ・ 第1号議案3-3 ・ 第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・ 第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・ 第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第2号議案2-（1） ・ 第2号議案2-（2） ・ 第2号議案2-（3）における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・ 第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・ 第3号議案4における金額の部分 ・ 第3号議案5-1 ・ 第3号議案5-2 ・ 第3号議案5-3 ・ 第4号議案（3）の金額の部分 ・ 第5号議案-1 ・ 第5号議案-2 ・ 第5号議案-3 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 106 ○○土地改良区にかかる第37回通常総代会議案（平成16年3月20日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第1号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、役員候補者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度単独市費補助土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成14年度事業報告並びに収支決算書承認について」（事業補助金及び市単事業費に関する部分を除く） ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成16年度単独市費補助土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の「平成16年度一般会計予算（案）」 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度額、借入先、借入方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 107 平成16年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月23日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号（監査報告書を除く） ・議案第4号（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成16年度支出額及び17年度以降の支出予定額に関する調査 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 108 〇〇土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成16年3月17日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号の「平成15年度事業計画変更書」における維持管理適正化事業に関する部分 ・ 議案第2号の「平成15年度特別会計補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・ 議案第3号の「平成15年度特別会計補正予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・ 議案第3号 ・ 議案第4号における維持管理適正化事業に関する部分 ・ 議案第5号の「平成16年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・ 議案第5号の「平成16年度一般会計予算書」 ・ 議案第5号の「平成16年度一般会計予算明細書」(補助金に関する部分を除く) ・ 議案第6号の「平成16年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・ 議案第7号 ・ 議案第8号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・ 議案第9号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・ 議案第10号における金融機関名の部分 ・ 議案第12号における金額の部分及び「利子軽減の特別措置分一覧表」並びに「平成16年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・ 議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 109 平成16年〇〇土地改良区総代会議案(平成16年3月26日開催) |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第3号議案 ・第4号議案(補助金に関する部分を除く) ・第5号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 110 第2回〇〇土地改良区通常総代会議案(平成16年3月19日開催) |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、〇〇地区土地改良協議会総会における土地改良功労表彰者の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案(助成金に関する部分を除く) ・第3号議案(監査報告書を除く) ・第4号議案(助成金に関する部分を除く) ・第6号議案 ・第7号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案における金融機関名に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 111 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案(平成16年3月30日開催) |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の氏名及び印影であった。</p> <p>これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、新条例第7条第1号本文に該当すると判断される。</p> <p>次に、ただし書の該当性について検討する。</p> <p>審査会で調査したところ、監査報告書には、監事全員の氏名が表示されていた。土地改良区の監事氏名については、土地改良法第18条第17項の規定により、県知事によって公告されていることから、これらの氏名については、法令の規定により公にされている情報と認められるので、ただし書イに該当すると判断される。</p> <p>印影については、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。</p> | <p>監査報告書の監事の氏名</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案の2 ・ 第2号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・ 第2号議案の2における助成金以外の収入に関する部分 ・ 第2号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案 ・ 第4号議案の2（助成金に関する部分を除く） ・ 第4号議案の3（助成金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 112 第38回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月30日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第2号議案の「平成14年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第2号議案の「財産目録の承認について」 ・ 第4号議案の「平成16年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第5号議案における金融機関名の部分 ・ 第7号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・ 別表1、別表2 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 113 第 3 4 回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成 1 6 年 3 月 2 7 日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第 7 条第 1 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第 1 号議案の第 2 における施工業者名に関する部分 ・ 第 1 号議案の第 4 の 1, 3、借入金の状況及び財産目録 ・ 第 2 号議案の「平成 1 4 年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第 2 号議案の「平成 1 4 年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・ 第 2 号議案の「平成 1 4 年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・ 第 2 号議案の「平成 1 4 年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・ 第 3 号議案の「平成 1 5 年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計の部分 ・ 第 3 号議案の「平成 1 5 年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・ 第 3 号議案の「平成 1 5 年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・ 第 3 号議案の「平成 1 5 年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・ 第 5 号議案の「平成 1 6 年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・ 第 5 号議案の「平成 1 6 年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・ 第 5 号議案の「平成 1 6 年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・ 第 5 号議案の「平成 1 6 年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・ 第 5 号議案の「平成 1 6 年度決済金積立金特別会計収支予算書（案）」 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成16年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成16年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 ・第10号議案における金額の部分 ・第13号議案における金額の部分 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 114 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成16年3月29日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4、5 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成15年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成15年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成16年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成16年度特別会計収支予算書」における国、町補助金 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| 以外の収入に関する部分 ・ 第 7 号議案における金額の部分 | | |
| ・ 第 8 号議案 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 115 ○○土地改良区にかかる平成 1 6 年度通常総代会議案書（平成 1 6 年 3 月 3 0 日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号の 1（補助金に関する部分を除く） ・ 議案第 1 号の 2 ・ 議案第 1 号の 4 ・ 議案第 1 号の 5 ・ 議案第 2 号の 1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 2 号の 2 ・ 議案第 3 号の 1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 4 号の 1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 5 号の 1（補助金に関する部分を除く） ・ 議案第 5 号の 2 ・ 議案第 6 号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 7 号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 8 号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・ 議案第 9 号における金額の部分 ・ 議案第 1 0 号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・ 議案第 1 1 号における金融機関名の部分 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <p>個人の氏名（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、議長、議事録署名人の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関、債権保有に関する部分 ・第17号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 117 ○○土地改良区にかかる第49回総代会議案（平成16年3月14日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・ 第1号議案の3 ・ 第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費に関する部分を除く） ・ 第3号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案（監査報告書を除く） ・ 第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費に関する部分を除く） ・ 第7号議案 ・ 第8号議案 ・ 第9号議案 ・ 第10号議案における金融機関名の部分 ・ 第12号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 118 ○○土地改良区にかかる第51回通常総代会議案（平成16年3月21日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <p>個人の氏名（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案における請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の1（補助金及び使用料、新設改良費に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5（特別会計より補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第5号議案の2 ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第5号議案の5（特別会計より補助金に関する部分を除く） ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | <p>当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|---|--|

公開請求にかかる行政文書 119 ○○土地改良区にかかる第18回通常総代会議案（平成16年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開される部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開請求にかかる行政文書 | 120 平成16年度〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月23日開催） | |
|---|--|---------|
| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事、第一監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1の第4 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案－1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案－2 ・第2号議案－3 ・第2号議案－4 ・第2号議案－5における補助金以外の収入に関する部分（監査報告書を除く） ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4 ・第3号議案－5 ・第3号議案－6における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－7における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案－2（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案－3 ・第5号議案－4 ・第5号議案－5 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 121 | 〇〇土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月31日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「〇〇土地改良区平成15年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成15年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「〇〇土地改良区平成16年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成16年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第4号議案～2の「〇〇土地改良区平成17年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成17年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名、金額の部分 | | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 122 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月31日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案Ⅱ ・第2号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3（監査報告書を除く） ・第3号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第3号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第6号議案における金額及び負担割合の部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 123 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成17年3月27日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の2 ・ 第2号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・ 第2号議案の第2 ・ 第3号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・ 第3号議案の第2 ・ 第4号議案における賦課金額の部分 ・ 第5号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・ 第6号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 124 ○○土地改良区にかかる第6 1回通常総代会議案（平成17年3月26日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の3 ・ 第2号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案における金額の部分 ・ 第6号議案における金額の部分 ・ 第7号議案における賦課率の部分 ・ 第8号議案における金額及び備考の部分 ・ 第9号議案における金額の部分 ・ 第10号議案における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、工事箇所近隣住宅の住人氏名、第一理事及び理事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の一 ・第一号議案の二における補助金以外の収入に関する部分 ・第一号議案の二の維持管理、単県、舗装、国災、市災における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測定以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（六）（七）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、事務雑以外の支出に関する部分 ・第一号議案の三、四 ・第二号議案の一「平成17年度一般会計収支予算案」 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の金額の部分 ・第四号議案の賦課率に関する部分 ・第五号、第六号、第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における借入額、借入先に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| ・第九号議案における金融機関名の部分 | | |
|--------------------|--|--|

| | | |
|--------------|-----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 126 | 〇〇土地改良区にかかる平成17年通常総代会議案（平成17年3月22日開催） |
|--------------|-----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「一般会計収支予算書」 ・第4号議案の「研修費積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案－1の金額、金融機関名の部分 ・第4号議案－2の負担割合、金額の部分 ・第4号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償 ・第4号議案－4における金融機関名の部分 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|-----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 127 | 〇〇土地改良区にかかる第37回通常総代会議案（平成17年3月31日開催） |
|--------------|-----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|----------------|---|---------|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条 | |

| | | |
|---|--|--|
| | 例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第2号議案の「平成15年度市単事業特別会計決算書における補助金以外の収入に関する部分及び請負代金以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案の「平成15年度単独県費補助土地改良事業特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び請負代金、設計料以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案の「平成15年度団体営基盤整備促進事業」における補助金以外の収入に関する部分及び設計料、事務費以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案 ・ 第3号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案の「平成16年度一般会計収支補正予算（案）」 ・ 第3号議案の「平成16年度土地改良事業特別会計予算案」における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第5号議案における補助金以外の収入に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 128 平成17年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・ 議案第3号（監査報告書を除く） ・ 議案第4号（補助金に関する部分を除く） ・ 議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・ 議案第6号における金融機関名の部分 ・ 債務負担行為で平成17年度支出額及び18年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 129 〇〇土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成17年3月18日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
| | | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成16年度事業計画変更書」における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第2号の「平成16年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成16年度一般会計補正予算書」(補助金に関する部分を除く) ・議案第3号の「平成16年度特別会計補正予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における金額および借入目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第7号の「平成17年度一般会計予算書」 ・議案第7号の「平成17年度一般会計予算明細書」(補助金に関する部分を除く) ・議案第8号の「平成17年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第9号 ・議案第10号における金額および借入目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 ・議案第12号における金額の部分及び「平成17年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

公開請求にかかる行政文書 130 平成16年度〇〇土地改良区通常総代会議案 (平成17年3月28日開催)

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 (補助金に関する部分を除く) ・第2号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 131 第1回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「平成15年度一般会計収支決算書」（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案（助成金に関する部分を除く） ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第9号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 132 第39回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月29日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成15年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・「財産目録の承認について」 ・第3号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・第4号議案の「平成17年度収支予算書」（補助金に関する部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判</p> | |

| | | |
|--|-------|--|
| く) ・第5号議案における金融機関名の部分 ・第7号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別表1～3 | 断される。 | |
|--|-------|--|

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 133 第35回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月26日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1、借入金の状況及び財産目録 ・第2号議案の1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の2の「平成15年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成15年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成15年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成16年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、決済金積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成16年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成16年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成16年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成12年度決済金積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「農林漁業資金借入実行について」 ・第5号議案の「平成17年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>関する部分を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の「平成17年度土地改良事業特別会計収支予算書(案)」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成17年度財政調整積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案の「平成17年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案の「平成17年度決済金積立金特別会計収支予算書(案)」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成17年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案 ・第7号、第8号、第9号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案の金額の部分 | | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 134 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案(平成17年5月27日開催) |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案(公開部分を除く) ・第2号議案の「平成15年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案の「平成15年度特別会計収支決算書」における1、3及び2の補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4、5 ・第3号議案(監査報告書を除く) ・第7号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第8号議案の「平成17年度一般会計収支予算書(案)」(補助金に関する部分を除く) 「平成17年度特別会計収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の財産に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 135 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案書(平成17年3月30日開催) |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・議案第1号の1(補助金に関する部分を除く) ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第2号の2 ・議案第3号の1(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第4号の1(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第4号の2 ・議案第5号の1(補助金に関する部分を除く) ・議案第5号の2 ・議案第6号(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第7号(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第8号(補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く) ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <p>個人の氏名（公開部分を除く）</p> | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、議長、議事録署名人の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関、債券保有に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|------------------|--|--|
| ・第17号議案における金額の部分 | | |
|------------------|--|--|

| | | |
|--------------|-----|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 137 | 〇〇土地改良区にかかる第50回総代会議案（平成17年3月20日開催） |
|--------------|-----|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第6号議案（2）（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 138 | 〇〇土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成17年3月27日開催） |
|--------------|-----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金、使用料に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第7号議案の1（補助金、使用料に関する部分を除く） ・第7号議案の2 ・第7号議案の3 ・第7号議案の4 ・第7号議案の5（特別会計からの補助金を除く） ・第7号議案の6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 139 平成13年度〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成13年12月12日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） ・第1号議案の第3の2、4 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事、第一監事及び監事の氏名及び印影、役員の退任理由であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の第4 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案の1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5 ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分（監査報告書を除く） | <p>決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 140 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成15年1月26日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、役員候補者の住所、氏名、年齢であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 141 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月28日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案のⅠ（補助金、工事費に関する部分を除く） ・第2号議案のⅡ ・第2号議案のⅢ（監査報告書を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 142 | 〇〇土地改良区にかかる平成12年度臨時総代会議案（平成12年7月1日開催） |
|--------------|-----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|-----------------------|--|---------|
| ・土地改良区理事長の印影（公開部分を除く） | 本件印影は、公告が原本と相違ないことを証明するために押印されたものであり、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 143 | 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月18日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|-----------------|--|---------|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、賦課金納入告知書に記載された組合員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| ・第1号議案における金額の部分 | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の賦課金の徴収金額に関する内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 145 | 〇〇土地改良区にかかる第48回平成8年度臨時総代会議案（平成9年1月18日開催） |
|--------------|-----|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|-----------------------|--|---------|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） | 審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引 | |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案 | <p>先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|--------------|-----|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 146 | 〇〇土地改良区にかかる平成10年度臨時総代会議案（平成11年3月1日開催） |
|--------------|-----|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第5号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名、土地改良事業施行地区の組合員の代表者氏名、役員候補者の住所、氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1における請負業者に関する部分 ・第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量費、工雑、設計料以外の支出に関する部分 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案における請負業者に関する部分 ・第4号議案 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 147 | 〇〇土地改良区にかかる平成15年度臨時総代会議案（平成15年12月20日開催） |
|--------------|-----|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区理事長の印影 | <p>審査会で見分したところ、本件印影は、土地改良区の合併予備契約書に押印されているもの及び〇〇土地改良区から提出された議案書及び監査報告書が原本と相違ないことを証明するために押印されているものである。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>審査会で調査したところ、当該法人は、本件処分時において他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。当該合併後の法人が存続していることを考えると、本件印影は、依然として合併後の法人の内部管理に属する情報であるといえる。</p> <p>そして、本件印影を外部に明らかにするかどうかは、本来、法人が自らの業務との関わりの中で自主的に決定すべき事であり、本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、既述のとおり、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> <p>また、合併予備契約書に押印された他の法人の理事長印影については、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 2号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・ 3号議案 ・ 「財産目録」 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であった。当該法人は、処分時において、他の法人と合併し、合併後の法人にその権利義務が承継されていることが確認された。よって、当該情報を本条例により広く一般に公開することは、合併後の法人の正当な意思、期待に反し、財政状況が推測されるなど、正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 | 148 ○○土地改良区にかかる第九回臨時総代会議案（平成12年7月18日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名、第一理事、第二理事及び理事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一号議案における「財産目録」 ・ 第二号議案の一 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、こ</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二号議案の二における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・ 第二号議案の三、四 | <p>これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|--------------|-----|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 149 | 〇〇土地改良区にかかる第10回臨時総代会議案（平成16年7月15日開催） |
|--------------|-----|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、工事箇所近隣住宅の住人氏名、第1理事及び理事の氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区理事長の印影 | <p>本件印影は、総代会に提出された議案に押印されたものであり、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一号議案における「財産目録」 ・ 第二号議案の一 ・ 第二号議案の二における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、市負担金、分筆登記、地目変更、移転登記以外の支出に関する部分 ・ 第二号議案の三、四 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|-----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 150 | 〇〇土地改良区にかかる臨時総代会議案（平成11年11月20日開催） |
|--------------|-----|-----------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---------|--------|---------|
|---------|--------|---------|

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第2号議案 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、工事箇所近隣住宅の住人氏名、役員候補者の住所、氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の1における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の2 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 151 平成15年度〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成15年12月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の総括監事及び監事の氏名及び印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区理事長の印影 | <p>本件印影は、総代会に提出された議案が原本と相違ないことを証明するために押印されたものであり、既述のとおり、当該法人の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（補助金及び受託工事費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案（監査報告書を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 152 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成8年6月20日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

公開請求にかかる行政文書 153 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成9年7月18日開催）

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | <p>支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
|---|--|--|

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 154 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年1月21日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 155 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年9月28日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| | 事の印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 156 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成14年7月18日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の印影 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の印影であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号における維持管理適正化事業に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号 | | |
|--|--|--|

| | | |
|--------------|-----|------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 157 | 〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成16年6月24日開催） |
|--------------|-----|------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の監事の氏名及び印影であった。</p> <p>これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、新条例第7条第1号本文に該当すると判断される。</p> <p>次に、ただし書の該当性について検討する。</p> <p>審査会で調査したところ、監査報告書には、監事全員の氏名が表示されていた。土地改良区の監事氏名については、土地改良法第18条第17項の規定により、県知事によって公告されていることから、これらの氏名については、法令の規定により公にされている情報と認められるので、ただし書に該当すると判断される。</p> <p>印影については、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。</p> | 監査報告書の監事の氏名 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号（監査報告書を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | | |
|--------------|-----|-----------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 158 | 〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成16年7月4日開催） |
|--------------|-----|-----------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の生年月日、電話番号 | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、総代の生年月日、電話番号であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 159 平成10年度〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成10年6月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、土地改良事業施工地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の（ロ）における補助金以外の収入に関する部分 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 160 平成14年〇〇土地改良区総代会議案（平成14年7月29日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|--|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>審査会で見分したところ、処分庁が非公開としたのは、監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影、土地改良事業施工地区の組合員の代表者氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断され、新条例第7条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 161 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月22日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 審査会の答申 | 公開すべき部分 |
|---|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案（監査報告書を除く） ・ 第2号議案（助成金に関する部分を除く） ・ 第3号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案における借入限度額、借入先、借入条件 ・ 第6号議案における預入先 | <p>審査会で見分したところ、当該部分は、当該法人の資金調達、経費の収支予算・決算、取引先に関する情報など内部管理に属する情報であり、これを当該法人の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人の正当な意思、期待に反し、当該法人の財政状況が推測されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、新条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。</p> | |

別表 2

- 1 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会提出議案書（平成13年3月27日開催）
- 2 平成13年○○土地改良区通常総代会議案（平成13年3月23日開催）
- 3 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書（平成13年3月30日開催）
- 4 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月24日開催）
- 5 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催）
- 6 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催）
- 7 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催）
- 8 ○○土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成13年3月20日開催）
- 9 ○○土地改良区にかかる第74回通常総代会（平成13年3月30日開催）
- 10 ○○土地改良区にかかる第55回総代会（平成13年3月31日開催）
- 11 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月28日開催）
- 12 ○○土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成13年3月16日開催）
- 13 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成13年3月24日開催）
- 14 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催）
- 15 ○○土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月27日開催）
- 16 ○○土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成13年3月24日開催）
- 17 ○○土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月22日開催）
- 18 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月26日開催）
- 19 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催）
- 20 平成13年○○土地改良区通常総代会議案（平成13年3月26日開催）
- 21 ○○土地改良区にかかる第38回通常総代会議案（平成13年3月29日開催）
- 22 平成12年度○○土地改良区総代会議案（平成13年3月29日開催）
- 23 第35回○○土地改良区通常総代会議案（平成13年3月26日開催）
- 24 第31回○○土地改良区通常総代会議案（平成13年3月24日開催）
- 25 ○○土地改良区にかかる平成12年度通常総代会議案（平成13年3月29日開催）
- 26 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書（平成13年3月28日開催）
- 27 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成13年3月17日開催）
- 28 ○○土地改良区にかかる第46回総代会議案（平成13年3月18日開催）
- 29 ○○土地改良区にかかる第48回通常総代会議案（平成13年3月25日開催）
- 30 ○○土地改良区にかかる第22回通常総代会議案（平成13年3月18日開催）
- 31 ○○土地改良区にかかる第15回通常総代会議案（平成13年3月26日開催）
- 32 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催）
- 33 平成14年度○○土地改良区通常総代会議案（平成14年3月18日開催）
- 34 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月30日開催）
- 35 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月24日開催）
- 36 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月31日開催）

- 37 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月30日開催）
- 38 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月31日開催）
- 39 ○○土地改良区にかかる第51回通常総代会議案（平成14年3月21日開催）
- 40 ○○土地改良区にかかる第75回通常総代会（平成14年3月20日開催）
- 41 ○○土地改良区にかかる第56回総代会（平成14年3月23日開催）
- 42 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成14年3月30日開催）
- 43 ○○土地改良区にかかる平成14年度総代会（平成14年3月28日開催）
- 44 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成14年3月20日開催）
- 45 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成14年3月30日開催）
- 46 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催）
- 47 ○○土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成14年3月23日開催）
- 48 ○○土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案（平成14年3月25日開催）
- 49 ○○土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案（平成14年3月18日開催）
- 50 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月20日開催）
- 51 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月21日開催）
- 52 平成14年○○土地改良区通常総代会議案（平成14年3月8日開催）
- 53 ○○土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成14年3月7日開催）
- 54 平成14年度○○土地改良区総代会議案（平成14年3月12日開催）
- 55 ○○土地改良区にかかる平成13年度総代会議案（平成14年3月28日開催）
- 56 第36回○○土地改良区通常総代会議案（平成14年3月25日開催）
- 57 第32回○○土地改良区通常総代会議案（平成14年3月23日開催）
- 58 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成14年3月27日開催）
- 59 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月29日開催）
- 60 ○○土地改良区にかかる第55回通常総代会議案（平成14年3月16日開催）
- 61 ○○土地改良区にかかる第47回総代会議案（平成14年3月3日開催）
- 62 ○○土地改良区にかかる第23回通常総代会議案（平成14年3月24日開催）
- 63 ○○土地改良区にかかる第16回通常総代会議案（平成14年3月20日開催）
- 64 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月31日開催）
- 65 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催）
- 66 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催）
- 67 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月31日開催）
- 68 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催）
- 69 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催）
- 70 ○○土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成15年3月16日開催）
- 71 ○○土地改良区にかかる第76回通常総代会（平成15年3月20日開催）
- 72 ○○土地改良区にかかる通常総代会（平成15年3月8日開催）
- 73 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催）

- 74 ○○土地改良区にかかる平成15年度総代会（平成15年3月27日開催）
- 75 ○○土地改良区にかかる第24回通常総代会議案（平成15年3月20日開催）
- 76 ○○土地改良区にかかる総代会議案（平成15年3月28日開催）
- 77 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月25日開催）
- 78 ○○土地改良区にかかる平成15年通常総代会議案（平成15年3月26日開催）
- 79 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成15年3月30日開催）
- 80 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年4月2日開催）
- 81 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催）
- 82 平成15年○○土地改良区通常総代会議案（平成15年3月27日開催）
- 83 平成15年○○土地改良区総代会議案（平成15年3月14日開催）
- 84 第1回○○土地改良区通常総代会議案（平成15年3月28日開催）
- 85 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年2月17日開催）
- 86 第37回○○土地改良区通常総代会議案（平成15年2月27日開催）
- 87 第33回○○土地改良区通常総代会議案（平成15年3月21日開催）
- 88 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年3月28日開催）
- 89 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月7日開催）
- 90 ○○土地改良区にかかる第56回通常総代会議案（平成15年3月8日開催）
- 91 ○○土地改良区にかかる第48回総代会議案（平成15年3月23日開催）
- 92 ○○土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成15年3月30日開催）
- 93 ○○土地改良区にかかる第24回通常総代会議案（平成15年3月29日開催）
- 94 ○○土地改良区にかかる第17回通常総代会議案（平成15年3月24日開催）
- 95 平成15年度○○土地改良区通常総代会議案（平成16年3月19日開催）
- 96 ○○土地改良区にかかる平成16年度総代会議案書（平成16年3月27日開催）
- 97 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年3月28日開催）
- 98 ○○土地改良区にかかる第53回通常総代会議案（平成16年3月14日開催）
- 99 ○○土地改良区にかかる通常総代会（平成16年3月21日開催）
- 100 ○○土地改良区にかかる平成16年度総代会（平成16年3月30日開催）
- 101 ○○土地改良区にかかる第43回通常総代会議案（平成16年3月24日開催）
- 102 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成16年3月31日開催）
- 103 ○○土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成16年3月27日開催）
- 104 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年3月25日開催）
- 105 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年4月17日開催）
- 106 ○○土地改良区にかかる第37回通常総代会議案（平成16年3月20日開催）
- 107 平成16年○○土地改良区通常総代会議案（平成16年3月23日開催）
- 108 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成16年3月17日開催）
- 109 平成16年○○土地改良区総代会議案（平成16年3月26日開催）
- 110 第2回○○土地改良区通常総代会議案（平成16年3月19日開催）

- 111 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成16年3月30日開催）
- 112 第38回○○土地改良区通常総代会議案（平成16年3月30日開催）
- 113 第34回○○土地改良区通常総代会議案（平成16年3月27日開催）
- 114 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成16年3月29日開催）
- 115 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案書（平成16年3月30日開催）
- 116 ○○土地改良区にかかる第57回通常総代会議案（平成16年3月13日開催）
- 117 ○○土地改良区にかかる第49回総代会議案（平成16年3月14日開催）
- 118 ○○土地改良区にかかる第51回通常総代会議案（平成16年3月21日開催）
- 119 ○○土地改良区にかかる第18回通常総代会議案（平成16年3月29日開催）
- 120 平成16年度○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月23日開催）
- 121 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月27日開催）
- 122 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月31日開催）
- 123 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成17年3月27日開催）
- 124 ○○土地改良区にかかる第61回通常総代会議案（平成17年3月26日開催）
- 125 ○○土地改良区にかかる第44回通常総代会議案（平成17年3月29日開催）
- 126 ○○土地改良区にかかる平成17年通常総代会議案（平成17年3月22日開催）
- 127 ○○土地改良区にかかる第37回通常総代会議案（平成17年3月31日開催）
- 128 平成17年○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催）
- 129 ○○土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成17年3月18日開催）
- 130 平成16年度○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月28日開催）
- 131 第1回○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催）
- 132 第39回○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月29日開催）
- 133 第35回○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月26日開催）
- 134 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成17年5月27日開催）
- 135 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案書（平成17年3月30日開催）
- 136 ○○土地改良区にかかる第58回通常総代会議案（平成17年3月19日開催）
- 137 ○○土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成17年3月20日開催）
- 138 ○○土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成17年3月27日開催）
- 139 平成13年度○○土地改良区臨時総代会議案（平成13年12月12日開催）
- 140 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成15年1月26日開催）
- 141 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月28日開催）
- 142 ○○土地改良区にかかる平成12年度臨時総代会議案（平成12年7月1日開催）
- 143 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月18日開催）
- 144 ○○土地改良区にかかる平成16年度臨時総代会議案（平成16年6月26日開催）
- 145 ○○土地改良区にかかる第48回平成8年度臨時総代会議案（平成9年1月18日開催）
- 146 ○○土地改良区にかかる平成10年度臨時総代会議案（平成11年3月1日開催）
- 147 ○○土地改良区にかかる平成15年度臨時総代会議案（平成15年12月20日開催）

- 148 ○○土地改良区にかかる第九回臨時総代会議案（平成12年7月18日開催）
- 149 ○○土地改良区にかかる第10回臨時総代会議案（平成16年7月15日開催）
- 150 ○○土地改良区にかかる臨時総代会議案（平成11年11月20日開催）
- 151 平成15年度○○土地改良区臨時総代会議案（平成15年12月24日開催）
- 152 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成8年6月20日開催）
- 153 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成9年7月18日開催）
- 154 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年1月21日開催）
- 155 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年9月28日開催）
- 156 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成14年7月18日開催）
- 157 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成16年6月24日開催）
- 158 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成16年7月4日開催）
- 159 平成10年度○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年6月30日開催）
- 160 平成14年○○土地改良区総代会議案（平成14年7月29日開催）
- 161 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月22日日開催）

別表3

| | | |
|--|--|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 1 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会提出議案書（平成13年3月27日開催） | |
| 公開しない部分 | 公開しない理由 | |
| ・個人の氏名 | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度一般会計歳入歳出決算書」（県市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計退職金（役職員）積立金）収支決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計（県営かんがい排水事業）決算書」 ・第1号議案の「平成11年度特別会計（○○対策事業○○水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案における財産目録（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成12年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成12年度基本財産積立金収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（役職員退職積立金）収支補正予算（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（導水路かんがい排水事業）収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成12年度特別会計（○○対策事業○○水路）補正予算書（案）」 ・第5号議案の「平成12年度土地改良事業特別会計収支補正予算書（案）」 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため | |

| | |
|---|--|
| <p>における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出予算書(案)」(県、市補助金に関する部分を除く) ・第6号議案の「平成13年度特別会計(役職員退職積立金)収支予算書(案)」 ・第6号議案の「平成13年度特別会計(県営かんがい排水事業)負担金予算書(案)」における補助金以外の収入に関する部分及び支出に関する部分 ・第6号議案の「平成13年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)予算書(案)」 ・第7号議案 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額及び金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 2 平成13年〇〇土地改良区通常総代会議案(平成13年3月23日開催) |
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案第3の2 ・第1号議案一1の第4 ・第1号議案のII ・第2号議案一1(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案一2 ・第2号議案一3 ・第2号議案一4における補助金以外の収入に関する部分(監査報告書を除く) ・第3号議案一1 ・第3号議案一2 ・第3号議案一3における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案一2(補助金に関する部分を除く) ・第4号議案一3 ・第4号議案一4 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 3 〇〇土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書(平成13年3月30日開催) |
|--------------|---|

| | |
|---|--------------------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> |

| | |
|--|---|
| | 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案1 ・第2号議案2 ・第2号議案3 ・第2号議案4 ・第2号議案5（監査報告を除く） ・第3号議案1 ・第3号議案2 ・第3号議案3 ・第3号議案4 ・第3号議案5 ・第5号議案1 ・第5号議案2 ・第5号議案3 ・第5号議案4 ・第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 4 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月24日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「○○土地改良区平成11年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成11年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「○○土地改良区平成12年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成12年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「○○土地改良区平成13年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| る部分を除く) ・第4号議案～2の「平成13年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金融機関名、金額の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 5 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案II ・第2号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3（監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第4号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第5号議案における金額及び負担割合の部分 ・第6号議案における借入金の限度額、借入先、借入利率に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 6 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の1 ・第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であ |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第2号議案の(1)の補助率における市以外に関する部分 ・第2号議案の(2)の補助率における県、市以外に関する部分 ・第3号議案における金額の部分 ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 ・承認第1号における財産目録に関する部分 ・承認第2号の1 ・承認第2号の「平成11年度特別会計収支決算書」 ・承認第2号の「平成11年度土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・承認第2号の「平成11年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・承認第2号の「平成11年度単独県費補助土地改良事業」における国、県補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費、測量試験費、用地費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業社名の部分 ・承認第2号の「農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者の部分 ・承認第2号の「総合計」の補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、工事雑費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 | <p>り、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 7 ○○土地改良区における平成13年度通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の(2) ・基本財産退職給与積立金特別積立金報告書 ・平成11年度特別会計借入償還報告書 ・第2号議案の(1) ・第2号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の(1) ・第3号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の(2) ・第4号議案の(3)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 8 ○○土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成13年3月20日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第4号議案（補助金、工事請負費、設計費に関する部分に関する部分を除く） ・第5号議案における賦課金額の部分 ・第6号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 9 ○○土地改良区にかかる第74回通常総代会（平成13年3月30日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・財産目録 ・第2号議案－1 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－1 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入金最高限度、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 10 ○○土地改良区にかかる第55回通常総代会議案（平成13年3月31日開催） |
|--------------|---|

| | |
|---------|---------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、生年月日、電話番号、有線番号に関する部分（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者の部分 ・第2号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における賦課率の部分 ・第8号議案における金額及び備考の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 11 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月28日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費及び監査報告書を除く） ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費を除く） ・第5号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 12 ○○土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成13年3月16日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別され得る個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の一 ・第一号議案の二における県費、市費補助金以外の収入に関する部分 <ul style="list-style-type: none"> ・第一号議案の二の単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（一）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（二）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第一号議案の三、四 ・第二号議案の一「平成13年度一般会計収支予算案」 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の金額の部分 ・第四号議案の賦課率に関する部分 ・第五号、第六号、第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における借入額、借入先に関する部分 ・第九号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 13 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成13年3月24日開催） |
|--------------|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区理事長の印影 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第2号議案の「平成11年度収支決算書」 ・第2号議案の「平成11年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「平成11年度農地転用月別表」 ・第3号議案 ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第5号議案の「平成12年度現計表」 ・第5号議案の「平成12年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第5号議案の「平成12年度農地転用月別表」 ・第6号議案の「平成13年度予算書(案)」 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額及び料率に関する部分 ・第12号議案における金額、金融機関名の部分 ・第13号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 14 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案-1における補助金以外の収入に関する部分及び工事代金、測定、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案-2 ・第1号議案-3 ・第1号議案-4 ・第1号議案-5における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第1号議案-6 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案-3 ・第3号議案-4 ・第3号議案-5 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 15 ○○土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月27日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案の「一般会計収支予算書」 ・第3号議案の「研修費積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案－1の金額、金融機関名の部分 ・第3号議案－2の金額の部分 ・第3号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法、借入手続 ・第3号議案－4における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 16 ○○土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成13年3月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の4 ・第2号議案の1における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の（1）、（2）、（4）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3） ・第3号議案の3 ・第4号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 17 ○○土地改良区にかかる平成13年通常総代会議案（平成13年3月22日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|-----------------|---|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－2 ・第2号議案－1における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3 ・第2号議案－4 ・第2号議案－5 ・第2号議案－6（監査報告書を除く） ・第3号議案－1における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第5号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金、借入先、償還の方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 18 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の2 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における金額の部分 ・第14号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第15号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 19 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成13年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報</p> |

| | |
|--|--|
| | に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の「財産目録」 ・第1号議案2（県市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 20 平成13年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号（町補助金に関する部分を除く） ・議案第9号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第10号における借入最高限度額、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における借入最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第12号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成13年度支出額及び14年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 21 〇〇土地改良区にかかる第38回通常総代会議案（平成13年3月29日開催） |
|--------------|---|

| | |
|---------|---------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成12年度事業計画変更書」における単独土地改良事業、調査設計に関する部分 ・議案第2号の「平成12年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成12年度一般会計補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号の「平成12年度特別会計補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第3号の「平成12年度特別会計補正予算書」における単独土地改良事業、調査設計に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における維持管理適正事業、融資単独土地改良事業に関する部分 ・議案第6号の「平成13年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・議案第7号の「平成13年度一般会計予算書」 ・議案第7号の「平成13年度一般会計予算明細書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号の「平成13年度特別会計予算書」における融資単独土地改良事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第9号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第10号における金融機関名の部分 ・議案第12号における金額の部分及び「利子軽減の特別措置分一覧表」並びに「平成13年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 22 平成12年度〇〇土地改良区総代会議案（平成13年3月29日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の（ロ）における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の（ロ）における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案における借入金、利率、借入先、償還期間、償還方法に関する部分 ・第6号議案における賦課基準に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 23 第33回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・「財産目録の承認について」 ・第5号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・13年度償還金 ・第6号議案（補助金に関する部分を除く） | <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|---|

公開請求にかかる行政文書 | 24 第31回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成13年3月24日開催）

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <p>個人の氏名、印影（公開部分を除く）</p> | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1、3、借入金の状況及び財産目録 ・第1号議案の第4の2における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成11年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成11年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成12年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成12年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成12年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の非補助土地改良事業に関する部分 ・第3号議案の「平成12年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成12年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第4号議案の非補助土地改良事業に関する部分 ・第5号議案の「平成13年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成13年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案における「平成13年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成13年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第8号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 25 ○○土地改良区にかかる平成12年度通常総代会議案（平成13年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成11年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成12年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成12年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成13年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成13年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案における借入金額、借入利率、元金の償還方法及び利息の支払方法並びに時期に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名及び金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 26 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案書（平成13年3月28日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1 ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 27 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成13年3月17日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分 ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分 ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第9号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第10号議案 ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・第16号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 28 ○○土地改良区にかかる第46回総代会議案（平成13年3月18日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・ 第1号議案の3 ・ 第2号議案（補助金、新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第3号議案 ・ 第4号議案 ・ 第5号議案 ・ 第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第7号議案（2）（補助金、新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・ 第8号議案 ・ 第9号議案 ・ 第10号議案における金融機関名の部分 ・ 第12号議案における金額の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 29 ○○土地改良区にかかる第48回通常総代会議案（平成13年3月25日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案における請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・ 第2号議案の2 ・ 第2号議案の3 ・ 第2号議案の4 ・ 第2号議案の5（補助金に関する部分を除く） ・ 第2号議案の6 ・ 第2号議案の7 ・ 第2号議案の8 ・ 第2号議案の9 ・ 第2号議案の10における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第3号議案（監査報告書を除く） ・ 第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・ 第5号議案の2 ・ 第5号議案の3 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の4 ・第5号議案の5 ・第5号議案の6 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 30 ○○土地改良区にかかる第22回通常総代会議案（平成13年3月18日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における施工業者に関する部分 ・第2号議案 ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第9号議案（監査報告書を除く） ・第10号議案（補助金に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第16号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第17号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第18号議案 ・第19号議案（補助金に関する部分を除く） ・第20号議案 ・第21号議案 ・第22号議案 ・第23号議案 ・第24号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第27号議案における金額及び負担率の部分 ・第28号議案における金額の部分 ・第29号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第30号議案における金融機関名、借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還方法に関する部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 31 ○○土地改良区にかかる第15回通常総代会議案（平成13年3月26日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開される部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における金融機関名、借入金額、借入利率、償還の方法、償還財源に関する部分 ・第6号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 32 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第6号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度一般会計歳入歳出決算書」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計退職積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計○○導水路収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度特別会計（○○対策事業○○水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案の財産目録 ・第4号議案の「平成13年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県、 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <p>市補助金に関する部分を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の「平成13年度基本財産積立金収支補正予算書(案)」 ・第4号議案の「平成13年度特別会計退職積立金収支補正予算(案)」 ・第4号議案の「平成13年度特別会計〇〇導水路収支補正予算(案)」 <p>における市補助金以外の収入に関する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の「平成13年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)補正予算書(案)」 ・第5号議案における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第8号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出予算書(案)」(県、市補助金に関する部分を除く) ・第8号議案の「平成14年度特別会計退職積立金収支予算書(案)」 ・第8号議案の「平成14年度特別会計〇〇導水路収支予算書(案)」 <p>における市補助金以外の収入に関する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8号議案の「平成14年度特別会計(〇〇対策事業〇〇水路)負担金予算書(案)」 ・第9号議案 ・第11号議案の金額の部分 ・第12号議案の金融機関名の部分 ・第13号議案の金額の部分 ・第14号議案における金額及び金融機関名の部分 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第7号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 33 平成14年度〇〇土地改良区通常総代会議案(平成14年3月18日開催) |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第3号議案の1 ・第3号議案の2 ・第3号議案の3 ・第3号議案の4 ・第3号議案の5 ・第3号議案の6 ・第3号議案の7における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の2(補助金に関する部分を除く) ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の6 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 34 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案（監査報告を除く） ・第3号議案 ・第5号議案 ・第6号議案における金額及び事業賦課金基準に関する部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 35 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第9号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「○○土地改良区平成12年度一般会計収支決算書」（補助金及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成12年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「○○土地改良区平成13年度一般会計収支補正予算書」（補助金及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案～1の「平成13年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第3号議案～3における補助金以外の収入に関する部分及び単県、市単事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「〇〇土地改良区平成14年度一般会計予算書(案)」(補助金に関する部分及び〇〇維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く) ・第4号議案～2の「平成14年度県市費補助土地改良事業収支予算書(案)」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び単県、市単事業費、委託料以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名及び一時借入金最高限度額の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 36 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案(平成14年3月31日開催) |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、住所(公開部分を除く) | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案の第1における非補助土地改良事業に関する部分 ・第1号議案の第2の1、2における金額の部分及び内訳の部分 ・第1号議案Ⅱ ・第2号議案の1(補助金に関する部分及び事業費の工事費に関する部分を除く) ・第2号議案の2 ・第2号議案の3(監査報告書を除く) ・第3号議案の1(補助金に関する部分及び事業費の工事費に関する部分を除く) ・第3号議案の2 ・第4号議案の土地改良施設維持管理適正化事業に関する部分 ・第4号議案の2(補助金及び事業費の工事費に関する部分) ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第5号議案における金額の部分及び負担割合の部分 ・第6号議案における借入金の限度額、借入先、借入利率に関する部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 37 〇〇土地改良区にかかる平成14年度総代会議案(平成14年3月30日開催) |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案のII ・第2号議案 ・第3号議案の「平成12年度財源調整積立金」「平成12年度退職給与積立金」「平成12年度決済金」 ・第3号議案の「平成12年度土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の「平成12年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・第3号議案の「平成12年度単独県費補助土地改良事業」における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、測量試験費、用地費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・第3号議案の「平成12年度農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者の部分 ・第3号議案の「総合計」の県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の1 ・第3号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の3 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2 ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の（1）における市以外の補助率に関する部分 ・第4号議案の（2）における県、市以外の補助率に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 38 ○○土地改良区における平成14年度通常総代会議案（平成14年3月31日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・基本財産退職給与積立金特別積立金報告書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・平成12年度特別借入償還報告 ・第2号議案の(1) ・第2号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分(監査報告書を除く) ・第3号議案の(1) ・第3号議案の(2)における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の1における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の2 ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|---|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 39 ○○土地改良区にかかる第51回通常総代会議案(平成14年3月21日開催) |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名(公開部分を除く) | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第1号議案の第2の改良区直営事業に関する部分 ・第1号議案の2 ・第2号議案(補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分並びに監査報告書を除く) ・第3号議案(補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く) ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入先、借入金限度額、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 40 ○○土地改良区にかかる第75回通常総代会(平成14年3月20日開催) |
|--------------|---------------------------------------|

| | |
|---------|---------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案－1 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－1 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4における県、市補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入最高限度額、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

公開請求にかかる行政文書 | 41 ○○土地改良区にかかる第56回総代会（平成14年3月23日開催）

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1における請負業者に関する部分 ・第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4（監査報告書を除く） ・第3号議案における請負業者名に関する部分 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2 ・第6号議案の1 ・第6号議案の2 ・第6号議案の3 ・第6号議案の4 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における賦課率の部分 ・第10号議案における金額及び備考の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

公開請求にかかる行政文書 | 42 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成14年3月30日開催）

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・1号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」 ・2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入、支出に関する部分 ・2号議案（監査報告書を除く） ・3号議案の「平成14年度一般会計収支予算書案」 ・3号議案の「平成14年度特別会計収支予算書案」における補助金以外の収入、支出に関する部分 ・3号議案の「平成14年度〇〇土地改良区財政調整基金収支予算書案」 ・4号議案における金額の部分 ・5号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 43 〇〇土地改良区にかかる平成14年度総代会（平成14年3月28日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成12年度財調資金積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の「平成12年度退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金及び請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度財調資金積立金特別会計収支予算書」 ・第2号議案の「平成14年度退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の金額の部分 ・第6号議案の金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 44 〇〇土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別され得る個</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の二 ・第二号議案の一 ・第二号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分 ・第二号議案の二の（２）における工事費、換地費、用地費、設計費、工雑、登記費、市負担金以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第二号議案の三、四（監査報告書を除く） ・第三号議案の一 ・第三号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分 ・第三号議案の二の（２）における工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、相続移転以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・第三号議案の三 ・第三号議案の四 ・第四号議案の二 ・第四号議案の三、四 ・第五号議案における金額の部分 ・第六号議案における金額及び賦課率の部分 ・第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における金額の部分 ・第九号議案における金額の部分 ・第十号議案における借入額、借入先 ・第十一号議案における金融機関名の部分 | <p>人の情報に該当するため 新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 45 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成14年3月30日開催） |
|--------------|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区理事長の印影 | <p>新条例第7条第2号該当</p> |

| | |
|--|--|
| | 当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の「平成12年度収支決算書（一般会計）」 ・ 第2号議案の「平成12年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・ 「平成12年度農地転用月別表」 ・ 第3号議案 ・ 第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第5号議案の「平成13年度現計表」 ・ 第5号議案の「平成13年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び事業費に関する部分 ・ 第5号議案の「平成13年度農地転用月別表」 ・ 第7号議案の「平成14年度予算書（案）」 ・ 第8号議案における金融機関名の部分 ・ 第11号議案における料率に関する部分 ・ 第12号議案における金額、金融機関名の部分 ・ 第13号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 46 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案－2 ・ 第1号議案－3 ・ 第1号議案－4 ・ 第1号議案－5 ・ 第2号議案（監査報告書を除く） ・ 第3号議案－3 ・ 第3号議案－4 ・ 第3号議案－5 ・ 第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・ 第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 ・ 第7号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 47 ○○土地改良区にかかる第40回通常総代会議案（平成14年3月23日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の（1）から（3）及び（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の（4）、（5） ・第1号議案の4（監査報告書を除く） ・第2号議案の1の（1）から（4）における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の1の（5） ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の（1）（2）（5）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3）（4） ・第3号議案の3 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入限度額の部分 ・第8号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 48 ○○土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案（平成14年3月25日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の「事業明細書」の（1）における県費、市費以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「事業明細書」の（2）における市費以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第3号議案－1における金額の部分 ・第3号議案－2における負担割合及び金額の部分 ・第3号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法に関する部分 ・第3号議案－4における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 49 ○○土地改良区にかかる平成14年通常総代会議案（平成14年3月18日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案-2 ・第2号議案-1における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案-2 ・第2号議案-3 ・第2号議案-4 ・第2号議案-5 ・第2号議案-6 ・第3号議案-1における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案-2 ・第3号議案-3 ・第5号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額及び金融機関名の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 50 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の3における金額の部分 ・第1号議案の4 ・第1号議案の「財産目録報告書」 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における預入先に関する部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 51 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成14年3月21日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の財産目録 ・第1号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における請負業者名 ・第1号議案3-4における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費、事務費以外の支出に関する部分 ・第1号議案3-4の県単、市単、衛生課における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第1号議案3-4の国災、市災における県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費、事務雑費以外の支出に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における県、市補助金以外の収入に関する部分を除く ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における金額及び金融機関名の部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 52 平成14年○○土地改良区通常総代会議案（平成14年3月8日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号（補助金に関する部分を除く） ・議案第8号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成14年度支出額及び15年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 53 ○○土地改良区にかかる第39回通常総代会議案（平成14年3月7日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成13年度事業計画変更書」における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計事業に関する部分 ・議案第2号の「平成13年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成13年度一般会計補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号の「平成13年度特別会計補正予算書」における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号の「平成14年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・議案第6号の「平成14年度一般会計予算書」（町補助金に関する部分を除く） ・議案第7号の「平成14年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 ・議案第9号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第10号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 ・議案第13号における金額の部分、「平成14年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第14号 ・議案第15号 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 54 平成14年度○○土地改良区総代会議案（平成14年3月12日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> |

| | |
|---|--|
| | 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第3号議案(監査報告書を除く) ・第4号議案の(ロ)における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・第5号議案(補助金に関する部分を除く) ・第6号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 55 ○○土地改良区にかかる平成13年度総代会議案(平成14年3月28日開催) |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・議案第1号の1 ・議案第1号の2 ・議案第2号の1(助成金に関する部分を除く) ・議案第2号の2における助成金以外の収入に関する部分 ・議案第2号の3における補助金以外の収入に関する部分及び会議費、事業費以外の支出に関する部分 ・議案第3号の2(助成金を除く) ・議案第3号の3における助成金以外の収入に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 56 第36回○○土地改良区通常総代会議案(平成14年3月25日開催) |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第3号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」(補助金に関する部分を除く) ・第3号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の財産目録 ・第5号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」(補助金に関する部分を除く) | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案の「平成14年度特別会計収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 ・第8号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別紙1～3 | |
|--|--|

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 57 第32回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成14年3月23日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1, 3 ・第1号議案の第4の2（県、市補助金を除く） ・第1号議案の「借入金の状況」 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の1「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成12年度土地改良事業特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成12年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成12年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成13年度収支補正予算について」における一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計 ・第3号議案の「平成13年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成13年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第5号議案の「平成14年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成14年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成14年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成14年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「一般会計組合費の内訳」 ・第6号議案の賦課金賦課基準に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第6号議案の「平成14年度〇〇賦課金」 ・第7号議案における一時借入金の最高限度額、内訳、借入先、資金使 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| 途、借入金の利率の部分 ・第8号議案における一時借入金の最高限度額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率の部分 ・第9号議案の金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 58 ○○土地改良区にかかる平成13年度通常総代会議案（平成14年3月27日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成12年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成12年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成13年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成13年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成14年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における預託金融機関、一時借入金の限度額の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 59 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案書（平成14年3月29日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1 ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 60 ○○土地改良区にかかる第55回通常総代会議案（平成14年3月16日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分 ・報告5の1 ・報告5の2（補助金に関する部分を除く） ・報告5の3 ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分 ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の報告5の3における単独県費補助土地改良事業に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案 ・第9号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第10号議案 ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・第16号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 61 ○○土地改良区にかかる第47回総代会議案（平成14年3月3日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び事業費の新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第6号議案（2）（補助金、水道局収入及び事業費の新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 62 ○○土地改良区にかかる第23回通常総代会議案（平成14年3月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における施工業者に関する部分 ・第2号議案 ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第9号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第10号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第11号議案（監査報告書を除く） ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案 ・第17号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第18号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第19号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| 外の支出に関する部分を除く) ・第20号議案（補助金に関する部分を除く） ・第21号議案 ・第22号議案 ・第23号議案 ・第24号議案 ・第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第26号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第27号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第29号議案における金額及び負担割合に関する部分 ・第30号議案における金額の部分 ・第31号議案における金融機関名の部分 ・第32号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還方法に関する部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 63 ○○土地改良区にかかる第16回通常総代会議案（平成14年3月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案～1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案～2（監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案～1（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案～2 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第7号議案における預入先に関する部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| 公開請求にかかる行政文書 | 64 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会提出議案書（平成15年3月31日開催） |
|---|--|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成13年度一般会計歳入歳出決算書」（県市補助金に関する部分を除く） | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・ |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「平成13年度基本財産積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成13年度特別会計退職積立金収支決算書」 ・第1号議案の「平成13年度特別会計〇〇導水路収支決算書」における市補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の「平成13年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）決算書」 ・第2号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第3号議案における財産目録（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成14年度一般会計歳入歳出補正予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成14年度基本財産積立金収支補正予算書（案）」 ・第4号議案の「平成14年度特別会計（役員退職積立金）収支補正予算（案）」 ・第4号議案の「平成14年度特別会計〇〇導水路収支補正予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の「平成14年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）補正予算書（案）」 ・第5号議案の「平成14年度土地改良事業特別会計収支補正予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第6号議案の「平成15年度一般会計歳入歳出予算書（案）」（県、市補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成15年度特別会計退職積立金収支予算書（案）」 ・第6号議案の「平成15年度特別会計〇〇導水路収支予算書（案）」における補助金以外の収入に関する部分及び支出に関する部分 ・第6号議案の「平成15年度特別会計（〇〇対策事業〇〇水路）予算書（案）」 ・第7号議案 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金額及び金融機関名の部分 | <p>資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 65 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案書（平成15年3月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 ・第11号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成13年度事業収支決算書」の補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案1 ・第2号議案2 ・第2号議案3 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利</p> |

| | |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案4 ・第2号議案5（監査報告を除く） ・第3号議案1 ・第3号議案2 ・第3号議案3 ・第3号議案4 ・第5号議案1 ・第5号議案2 ・第5号議案3 ・第5号議案4 ・第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | 益を害するおそれがあるため |
|--|---------------|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 66 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「○○土地改良区平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成13年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「○○土地改良区平成14年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成14年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第3号議案～3における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案～2の「○○土地改良区平成15年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成15年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名、金額の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 67 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月31日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第3号議案における金額の部分 ・第4号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 68 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案のⅡ ・第2号議案の2の（1）～（3） ・第2号議案の（4）における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度単独市費補助土地改良事業」における市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、工事雑費、労務費、資材費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業者名の部分 ・第2号議案の「平成13年度単独県費補助土地改良事業」における国、県補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分並びに工事概要の請負業社名の部分 ・第2号議案の「農業基盤整備分筆登記事業」における登記委託業者名の部分 ・第2号議案の「総合計」の県、市補助金以外の収入に関する部分及び工事請負金、測量試験費、工事雑費、労務資材費、分筆登記経費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の1 ・第3号議案の2の（1）～（3） ・第3号議案の2の（4）における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案の1 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案の2の(1)～(3) ・第4号議案の2の(4)における補助金以外の収入に関する部分及び登記料、事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案における県、市以外の補助率 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金の限度額、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 69 ○○土地改良区における平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「基本財産退職給与積立金特別積立金報告書」 ・第1号議案の「財産目録」 ・平成13年度特別会計借入償還報告書 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事請負費、用地費、工事雑費以外の支出に関する部分 ・第3号議案の1（補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第8号議案の1（補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第8号議案の2、3、4、5 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 ・第11号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 70 ○○土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成15年3月16日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分） ・第2号議案の第2（監査報告書を除く） ・第3号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利</p> |

| | |
|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案の第2 ・第4号議案における賦課金額の部分 ・第5号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | 益を害するおそれがあるため |
|---|---------------|

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 71 ○○土地改良区にかかる第76回通常総代会（平成15年3月20日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・財産目録 ・第2号議案－1 ・第2号議案－2 ・第2号議案－3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案－1 ・第3号議案－2 ・第3号議案－3 ・第3号議案－4における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における借入最高限度、利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 72 ○○土地改良区にかかる通常総代会（平成15年3月8日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、住所に関する部分（公開部分を除く） ・第12号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における賦課率の部分 ・第8号議案における金額及び備考の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 73 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | 新条例第7条第1号該当 |

| | |
|--|---|
| | 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・1号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」 ・1号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・2号議案（監査報告書を除く） ・3号議案の「平成15年度一般会計収支予算書案」 ・3号議案の「平成15年度特別会計収支予算書案」（補助金に関する部分を除く） ・3号議案の「平成15年度〇〇土地改良区財政調整基金収入支出予算書案」 ・4号議案における金額の部分 ・5号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 74 〇〇土地改良区にかかる平成15年度総代会（平成15年3月27日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、電話番号、生年月日、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成13年度事業報告書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、測量試験費、用地補償費に関する部分を除く） ・第1号議案（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費及び監査報告書を除く） ・第2号議案の「平成15年度事業報告書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、測量試験費、用地補償費に関する部分を除く） ・第2号議案（県費、市費、災害補助金、請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費を除く） ・第3号議案における金額の部分 ・第4号議案における金額の部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 75 〇〇土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成15年3月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別され得る個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の二 ・第二号議案の一 ・第二号議案の二における維持管理適正化事業に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第二号議案の二における県費、市費補助金以外の収入に関する部分 ・第二号議案の二の単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第二号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第二号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（一）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（二）における県費、市費補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の一 ・第三号議案の二における補助金以外の収入に関する部分 ・第三号議案の二の維持管理適正化事業、単県、舗装における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第三号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第三号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書の（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地、補償費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第三号議案の事業別明細書の（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第三号議案の三、四 ・第四号議案の二 ・第四号議案の三における補助金以外の収入に関する部分 ・第五号議案における金額の部分 ・第六号議案の賦課率に関する部分 ・第七号、第八号、第九号議案における金額の部分 ・第十号議案における借入額、借入先に関する部分 ・第十一号議案における金融機関名の部分 | <p>情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | | |
|--------------|----|--------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 76 | 〇〇土地改良区にかかる総代会議案（平成15年3月28日開催） |
|--------------|----|--------------------------------|

| | |
|---------|---------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度決算書」 ・「平成13年度農地転用月別表」 ・第2号議案の「平成13年度特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における補助金以外収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第6号議案の「平成14年度現計表」 ・第6号議案の「平成14年度農地転用月別表」 ・第6号議案の「平成14年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第8号議案の「平成15年度予算書(案)」 ・第9号議案における金融機関名の部分 ・第10号議案における金額及び料率に関する部分 ・第11号議案における金額、金融機関名の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 77 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月25日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案－1における補助金以外の収入に関する部分及び工事代金、設計費以外の支出に関する部分 ・第1号議案－2 ・第1号議案－3 ・第1号議案－4 ・第1号議案－5 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案－3 ・第3号議案－4 ・第3号議案－5 ・第4号議案における金額、負担率に関する部分 ・第6号議案における借入最高限度額、借入先に関する部分 ・第7号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 78 ○○土地改良区にかかる平成15年通常総代会議案（平成15年3月26日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第3号議案 ・第4号議案の「平成15年度一般会計収支予算書」 ・第4号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案－1の金額、金融機関名の部分 ・第4号議案－2の金額の部分 ・第4号議案－3における借入限度額、利率、借入先、償還財源、償還方法に関する部分 ・第4号議案－4における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 79 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の（1）から（3）（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の3の（4）（5） ・第1号議案の4 ・第2号議案の1の（1）（2）（4）（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の1の（3）（5） ・第2号議案の3 ・第3号議案の2の（1）（2）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3）（4） ・第3号議案の3 ・第4号議案の補助金以外の収入に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第5号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第6号、第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 80 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年4月2日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） ・第15号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の4 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 81 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の「財産目録」 ・第1号議案2（補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5－1 ・第3号議案5－2 ・第3号議案5－3 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 82 平成15年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月27日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号における施行者、指名業者数に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成15年度支出額及び16年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 83 平成15年度〇〇土地改良区総代会議案（平成15年3月14日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の生年月日、自治会名 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 84 第1回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月28日開催） |
|--------------|------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の（助成金に関する部分を除く） ・第2号議案の負担割合の部分 ・第3号議案 ・第4号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第5号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 85 ○○土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年2月17日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の2 ・第2号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・第2号議案の2における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案の2における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の2（助成金に関する部分を除く） ・第4号議案の3（助成金に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 86 第37回○○土地改良区通常総代会議案（平成15年2月27日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第3号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・「財産目録の承認について」 ・第4号議案の「平成14年度会計補正予算書」 ・第5号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・第6号議案の「平成15年度収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第7号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別表1、別表2 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 87 第33回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成15年3月21日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1, 3、借入金の状況及び財産目録 ・第2号議案の「一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成13年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成13年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成14年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、職員退職給与積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成14年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成14年度職員退職給与積立金特別会計収支補正予算書」 ・第5号議案の「平成15年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成15年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成15年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成15年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成15年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成15年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第8号議案における借入金額、内訳、借入先、資金使途、借入金の利率に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 88 〇〇土地改良区にかかる平成14年度通常総代会議案（平成15年3月28日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成14年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成14年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案の「平成15年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第7号議案の「平成15年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 89 ○○土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案書（平成15年3月7日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） ・議案第12号 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 90 ○○土地改良区にかかる第56回通常総代会議案（平成15年3月8日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分 ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案（補助金に関する部分を除く） ・第9号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関に関する部分 ・第17号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 91 ○○土地改良区にかかる第48回総代会議案（平成15年3月23日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 92 ○○土地改良区にかかる第50回通常総代会議案（平成15年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5 ・第2号議案の6 ・第2号議案の7 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第5号議案の2 ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第5号議案の5 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 93 ○○土地改良区にかかる第24回通常総代会議案（平成15年3月29日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案における施工業者に関する部分 ・ 第2号議案 ・ 第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・ 第4号議案 ・ 第5号議案 ・ 第6号議案 ・ 第7号議案 ・ 第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第9号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第10号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分（監査報告書を除く） ・ 第11号議案 ・ 第12号議案 ・ 第13号議案 ・ 第14号議案 ・ 第15号議案 ・ 第16号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第17号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第18号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第19号議案（補助金に関する部分を除く） ・ 第20号議案 ・ 第21号議案 ・ 第22号議案 ・ 第23号議案 ・ 第24号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第25号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第26号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第27号議案における借入金の種類、借入金額、借入先、借入方法、利率、据え置き期間及び償還期間、償還方法、償還財源に関する部分 ・ 第29号議案における金額及び負担割合の部分 ・ 第30号議案における金額の部分 ・ 第31号議案における金融機関名の部分 ・ 第32号議案における金融機関名、借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還方法に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 94 ○○土地改良区にかかる第17回通常総代会議案（平成15年3月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案～1の4 ・ 第1号議案の「財産目録」 ・ 第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・ 第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・ 第4号議案における金額の部分 ・ 第5号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・ 第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| 公開請求にかかる行政文書 | 95 平成15年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月19日開催） |
|--|--|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第2号議案の第3の2 ・ 第2号議案の第4 ・ 第2号議案のⅡ ・ 第3号議案の1～5（補助金に関する部分を除く） ・ 第3号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く ・ 第4号議案の2～5（補助金に関する部分を除く） ・ 第4号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く ・ 第5号議案の2～5（補助金に関する部分を除く） ・ 第6号議案における金額に関する部分 ・ 第7号議案における金額に関する部分 ・ 第8号議案における、借入限度額、借入先、償還方法、借入手続に関する部分 ・ 第9号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| 公開請求にかかる行政文書 | 96 〇〇土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案書（平成16年3月27日開催） |
|--------------|--|
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|
|---------|---------|

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成14年度事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案2 ・第2号議案1 ・第2号議案2 ・第2号議案3 ・第2号議案4（監査報告を除く） ・第3号議案1 ・第3号議案2 ・第3号議案3 ・第3号議案4 ・第5号議案1 ・第5号議案2 ・第5号議案3 ・第5号議案4 ・第6号議案における金額、賦課基準の部分 ・第7号議案における借入先、借入最高額、利率、借入先、借入時期、据置期限、償還期限、償還方法、償還財源に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 97 ○○土地改良区における平成16年度通常総代会議案（平成16年3月28日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の財産目録 ・基本財産退職給与特別積立金報告書 ・第2号議案（補助金及び事業費に関する部分並びに監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び事業費に関する部分を除く） ・第4号議案の1（補助金及び事業費に関する部分を除く） ・第4号議案の2 ・第4号議案の3 ・第4号議案の4 ・第4号議案の5 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度、借入先に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 98 ○○土地改良区にかかる第53回通常総代会議案（平成16年3月14日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分並びに監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金及び工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案借入先、借入金限度額、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 99 ○○土地改良区にかかる通常総代会（平成16年3月21日開催） |
|--------------|-----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| ・個人の氏名、印影 | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1、2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量設計費、工雑以外の支出に関する部分並びに施工業者名の部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案の1 ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4（監査報告書を除く） ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分並びに請負業者名に関する部分 ・第4号議案の1 ・第4号議案の2 ・第6号議案の1 ・第6号議案の2 ・第6号議案の3 ・第6号議案の4 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における賦課率の部分 ・第10号議案における金額及び備考の部分 ・第11号議案における金額の部分 ・第12号議案における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 100 ○○土地改良区にかかる平成16年度総代会（平成16年3月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「平成14年度事業報告書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、用地補償費に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（県費、市費、災害補助金及び工事費に関する部分を除く） ・第1号議案の「平成14年度財政調整資金積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の「平成14年度退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成16年度事業計画書」（補助金、工事費、工事雑費、設計料、用地補償費に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成16年度一般会計収支予算書」（県費、市費、災害補助金及び請負金、設計料、用地補償費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成16年度特別会計財調資金収支予算書」 ・第2号議案の「平成16年度退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第3号議案の金額の部分 ・第4号議案の金額の部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 101 ○○土地改良区にかかる第43回通常総代会議案（平成16年3月24日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別され得る個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の二の「財産目録」 ・第二号議案の二の「一般会計収支決算書」 ・第二号議案の二の「事業会計収支決算書」における「維持管理適正化事業に関する部分 ・第二号議案の二の「事業会計収支決算書」における単県、単市、舗装、登記における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費、分筆登記、地目変更、移転登記以外の支出に関する部分 ・第二号議案の「事業別明細書」の一 ・第二号議案の「事業別明細書」の二、三、四における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・第二号議案の三、四 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三号議案の一 ・ 第三号議案の二の（１）における補助金以外の収入に関する部分 ・ 第三号議案の二の（２）における工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（一）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、市負担金、用地費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の事業別明細書（六）（七）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑以外の支出に関する部分 ・ 第三号議案の三 ・ 第三号議案の四 ・ 第四号議案の二 ・ 第四号議案の三、四 ・ 第五号議案における金額の部分 ・ 第六号議案における金額及び賦課率の部分 ・ 第七号議案における金額の部分 ・ 第八号議案における金額の部分 ・ 第九号議案における金額の部分 ・ 第十号議案における借入額、借入先の部分 ・ 第十一号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

公開請求にかかる行政文書 | 102 ○○土地改良区にかかる総代会議案綴（平成16年3月31日開催）

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区理事長の印影 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の「平成14年度事業決算報告」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・ 第2号議案の「平成14年度収支決算書」 ・ 「平成14年度農地転用月別表」 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案の「特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び県市補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第3号議案 ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び請負業者に関する部分 ・第5号議案の「平成15年度現計表」 ・第5号議案の「平成15年度農地転用月別表」 ・第5号議案の「平成15年度特別会計現計表」における補助金以外の収入に関する部分及び補助金、工事費、工事雑費、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第6号議案の「平成16年度予算書(案)」 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額及び料率に関する部分 ・第10号議案における金額、金融機関名の部分 ・第11号議案における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 103 ○○土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成16年3月27日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の（4） ・第1号議案の2 ・第1号議案の3の（1）～（4）（6）における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の3の（5） ・第1号議案の4（監査報告書を除く） ・第2号議案の1の（1）～（5）（7）における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の1の（6） ・第2号議案の2 ・第3号議案の2の（1）（2）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の2の（3）（4） ・第3号議案の2の「一般会計収支予算（案）」 ・第5号議案における金額及び賦課割合の部分 ・第6号、第7号、第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 104 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年3月25日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の1の第2 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案 ・第8号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第9号議案 ・第10号議案 ・第11号、第12号議案における金額の部分 ・第13号議案における借入金限度額、借入先に関する部分 ・第14号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 105 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成16年4月17日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案1の「財産目録」 ・第1号議案2（補助金に関する部分を除く） ・第1号議案3-1 ・第1号議案3-2 ・第1号議案3-3 ・第1号議案3-4における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量試験費、工事雑費以外の支出に関する部分並びに請負業者に関する部分 ・第2号議案1（県、市補助金に関する部分を除く） ・第2号議案2における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案2-（1） ・第2号議案2-（2） ・第2号議案2-（3）における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案2（県、市補助金に関する部分を除く） ・第3号議案3における借入金最高限度額、借入先に関する部分 ・第3号議案4における金額の部分 ・第3号議案5-1 ・第3号議案5-2 ・第3号議案5-3 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第4号議案(3)の金額の部分 ・第5号議案-1 ・第5号議案-2 ・第5号議案-3 | |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 106 ○○土地改良区にかかる第37回通常総代会議案(平成16年3月20日開催) |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影(公開部分を除く) ・第1号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分(公開部分を除く) ・第2号議案の「平成14年度単独市費補助土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成14年度事業報告並びに収支決算書承認について」(事業補助金及び市単事業費に関する部分を除く) ・第3号議案(監査報告書を除く) ・第4号議案の「平成16年度単独市費補助土地改良事業」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案の「平成16年度一般会計予算(案)」 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における借入金最高限度額、借入先、借入方法に関する部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 107 平成16年○○土地改良区通常総代会議案(平成16年3月23日開催) |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名(公開部分を除く) | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第2号(補助金に関する部分を除く) ・議案第3号(監査報告書を除く) ・議案第4号(補助金に関する部分を除く) ・議案第5号(補助金に関する部分を除く) ・議案第6号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成16年度支出額及び17年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 108 ○○土地改良区にかかる第41回通常総代会議案（平成16年3月17日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成15年度事業計画変更書」における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第2号の「平成15年度特別会計補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第3号の「平成15年度特別会計補正予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第3号 ・議案第4号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第5号の「平成16年度一般会計予算承認について」における金額の部分 ・議案第5号の「平成16年度一般会計予算書」 ・議案第5号の「平成16年度一般会計予算明細書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号の「平成16年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号 ・議案第8号における金額および区債目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第9号における最高限度額、借入機関、利息に関する部分 ・議案第10号における金融機関名の部分 ・議案第12号における金額の部分及び「利子軽減の特別措置分一覧表」並びに「平成16年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 109 平成16年○○土地改良区総代会議案（平成16年3月26日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 110 第2回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月19日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案（助成金に関する部分を除く） ・第6号議案 ・第7号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案における金融機関名に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 111 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成16年3月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の2 ・第2号議案の1（助成金に関する部分を除く） ・第2号議案の2における助成金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案 ・第4号議案の2（助成金に関する部分を除く） ・第4号議案の3（助成金に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 112 第38回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月30日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「財産目録の承認について」 ・第4号議案の「平成16年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案における金融機関名の部分 ・第7号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別表1、別表2 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 113 第34回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成16年3月27日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1, 3、借入金の状況及び財産目録 ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成14年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成14年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成15年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成15年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成15年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成15年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第5号議案の「平成16年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成16年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成16年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成16年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成16年度決済金積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成16年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案における事業費賦課金賦課基準に関する部分及び「平成16年度土地改良事業長期資金借入金償還賦課金」 ・第7号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 ・第10号議案における金額の部分 ・第13号議案における金額の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 114 〇〇土地改良区にかかる平成15年度通常総代会議案（平成16年3月29日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成14年度特別会計収支決算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4、5 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「平成15年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案の「平成15年度特別会計収支補正予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第6号議案の「平成16年度一般会計収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第6号議案の「平成16年度特別会計収支予算書」における国、町補助金以外の収入に関する部分 ・第7号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第8号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 115 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案書（平成16年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 116 ○○土地改良区にかかる第57回通常総代会議案（平成16年3月13日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関、債権保有に関する部分 ・第17号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 117 ○○土地改良区にかかる第49回総代会議案（平成16年3月14日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|----------------|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報</p> |

| | |
|--|--|
| | に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第6号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費に関する部分を除く） ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 118 ○○土地改良区にかかる第51回通常総代会議案（平成16年3月21日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金及び使用料、新設改良費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5 ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分を除く ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第5号議案の1（補助金及び使用料に関する部分を除く） ・第5号議案の2 ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第5号議案の5（特別会計より補助金に関する部分を除く） ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 119 ○○土地改良区にかかる第18回通常総代会議案（平成16年3月29日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開される部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案～1の4 ・第1号議案～2 ・第2号議案（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第3号議案（補助金に関する部分を除く） ・第4号議案における金額の部分 ・第5号議案における借入金の最高限度額、借入利率、借入先に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 120 平成16年度○○土地改良区通常総代会議案（平成17年3月23日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案―1の第4 ・第1号議案のⅡ ・第2号議案―1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案―2 ・第2号議案―3 ・第2号議案―4 ・第2号議案―5における補助金以外の収入に関する部分（監査報告書を除く） ・第3号議案―2 ・第3号議案―3 ・第3号議案―4 ・第3号議案―5 ・第3号議案―6における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案―7における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案―2（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案―3 ・第5号議案―4 ・第5号議案―5 ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案における借入限度額、借入先、利率、償還方法に関する部分 ・第9号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 121 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案～2 ・第2号議案～1の「○○土地改良区平成15年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第2号議案～1の「平成15年度県市費補助土地改良事業収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案～2 ・第2号議案～3 ・第2号議案～4 ・第2号議案～5における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案～1の「○○土地改良区平成16年度一般会計収支補正予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第3号議案～1の「平成16年度県市費補助土地改良事業収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案～2 ・第4号議案～2の「○○土地改良区平成17年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分及び○○維持管理費の管理費、改修費に関する部分を除く） ・第4号議案～2の「平成17年度県市費土地改良事業収支予算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第4号議案～3 ・第4号議案～4 ・第4号議案～5 ・第4号議案～6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第5号議案における金額の部分 ・第6号議案における金額の部分 ・第8号議案における金融機関名、金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 122 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案（平成17年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報</p> |

| | |
|--|---|
| | に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案II ・第2号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3（監査報告書を除く） ・第3号議案の1（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第3号議案の2 ・第3号議案の3における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の2（補助金及び事業費の工事費に関する部分を除く） ・第5号議案の3 ・第5号議案の4 ・第6号議案における金額及び負担割合の部分 ・第7号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 123 ○○土地改良区にかかる第54回通常総代会議案（平成17年3月27日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2 ・第2号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第2号議案の第2 ・第3号議案の第1（補助金、工事請負費、工事雑費、設計費に関する部分を除く） ・第3号議案の第2 ・第4号議案における賦課金額の部分 ・第5号議案における借入金限度額、借入先、借入利息に関する部分 ・第6号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 124 ○○土地改良区にかかる第61回通常総代会議案（平成17年3月26日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の3 ・第2号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に係る内部管理に関する情報であり、公にすることにより、</p> |

| | |
|--|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案における金額の部分 ・第7号議案における賦課率の部分 ・第8号議案における金額及び備考の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 | 当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |
|--|---------------------------------|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 125 ○○土地改良区にかかる第44回通常総代会議案（平成17年3月29日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別され得る個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の印影 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第一号議案の一 ・第一号議案の二における補助金以外の収入に関する部分 ・第一号議案の二の維持管理、単県、舗装、国災、市災における工事費、設計費、工雑、用地、補償以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の単市における工事費、設計費、工雑、用地、補償、市負担金以外の支出に関する部分 ・第一号議案の二の登記における工事費、設計費、工雑、用地、補償、分筆登記、地目変更、相続、移転以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（二）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測試以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（三）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、用地費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（四）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（五）における補助金以外の収入に関する部分及び分筆登記、地目変更、所有権移転、相続以外の支出に関する部分 ・第一号議案の事業別明細書の（六）（七）における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、事務雑以外の支出に関する部分 ・第一号議案の三、四 ・第二号議案の一「平成17年度一般会計収支予算案」 ・第二号議案の三、四 ・第三号議案の金額の部分 ・第四号議案の賦課率に関する部分 ・第五号、第六号、第七号議案における金額の部分 ・第八号議案における借入額、借入先に関する部分 ・第九号議案における金融機関名の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 126 ○○土地改良区にかかる平成17年通常総代会議案（平成17年3月22日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の「賦課金納入状況」「経理の状況」 ・第1号議案の事業明細書における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、工雑、測量試験費以外の支出に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案の「一般会計収支予算書」 ・第4号議案の「研修費積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「退職給与積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案の「財政調整資金積立金特別会計収支予算書」 ・第4号議案-1の金額、金融機関名の部分 ・第4号議案-2の負担割合、金額の部分 ・第4号議案-3における借入限度額、利率、借入先、償 ・第4号議案-4における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 127 ○○土地改良区にかかる第37回通常総代会議案（平成17年3月31日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成15年度市単事業特別会計決算書における補助金以外の収入に関する部分及び請負代金以外の支出に関する部分 ・第2号議案の「平成15年度単独県費補助土地改良事業特別会計決算書」における補助金以外の収入に関する部分及び請負代金、設計料以外の支出に関する部分 ・第2号議案の「平成15年度団体営基盤整備促進事業」における補助金以外の収入に関する部分及び設計料、事務費以外の支出に関する部分 ・第2号議案 ・第3号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成16年度一般会計収支補正予算（案）」 ・第3号議案の「平成16年度土地改良事業特別会計予算案」における補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案における補助金以外の収入に関する部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 128 平成17年〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号（監査報告書を除く） ・議案第4号（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号（補助金に関する部分を除く） ・議案第6号における金融機関名の部分 ・債務負担行為で平成17年度支出額及び18年度以降の支出予定額に関する調書 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 129 〇〇土地改良区にかかる第42回通常総代会議案（平成17年3月18日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号の「平成16年度事業計画変更書」における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第2号の「平成16年度一般会計補正予算承認について」における金額の部分 ・議案第2号の「平成16年度一般会計補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号の「平成16年度特別会計補正予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号における金額および借入目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第7号の「平成17年度一般会計予算書」 ・議案第7号の「平成17年度一般会計予算明細書」（補助金に関する部分を除く） ・議案第8号の「平成17年度特別会計予算書」における維持管理適正化事業に関する部分及び補助金以外の収入に関する部分 ・議案第9号 ・議案第10号における金額および借入目的、借入金融機関、取扱金融機関、償還方法、利率、償還期間、償還財源に関する部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 ・議案第12号における金額の部分及び「平成17年度借入金償還金に伴う特別賦課金」 ・議案第13号における金額及び事業費割の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 130 平成16年度〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月28日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--------------------------------|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・第1号議案（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 131 第1回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月24日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・第2号議案の「平成15年度一般会計収支決算書」（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案（助成金に関する部分を除く） ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案における借入限度額、借入先、借入条件に関する部分 ・第8号議案 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |
| ・第9号議案 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 132 第39回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月29日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成15年度会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・「財産目録の承認について」 ・第3号議案における農道水路改修工事に関する部分 ・第4号議案の「平成17年度収支予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案における金融機関名の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第7号議案における歳入費目、徴収金額の部分 ・別表1～3 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 133 第35回〇〇土地改良区通常総代会議案（平成17年3月26日開催） |
|--------------|--------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2における施工業者名に関する部分 ・第1号議案の第4の1、借入金の状況及び財産目録 ・第2号議案の1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の2の「平成15年度土地改良事業特別会計収支決算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の「平成15年度財政調整積立特別会計収支決算書」 ・第2号議案の「平成15年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書」 ・第3号議案の「平成16年度収支補正予算について」の一般会計、財政調整積立金特別会計、決済金積立金特別会計の部分 ・第3号議案の「平成16年度一般会計収支補正予算書」（補助金に関する部分を除く） ・第3号議案の「平成16年度特別会計収支補正予算書」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案の「平成16年度財政調整積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「平成12年度決済金積立金特別会計収支補正予算書」 ・第3号議案の「農林漁業資金借入実行について」 ・第5号議案の「平成17年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） ・第5号議案の「平成17年度土地改良事業特別会計収支予算書（案）」における県、町補助金以外の収入に関する部分 ・第5号議案の「平成17年度財政調整積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成17年度職員退職給与積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案の「平成17年度決済金積立金特別会計収支予算書（案）」 ・第5号議案における「一般会計組合費の内訳」 ・第5号議案における「平成17年度土地改良事業賦課金及び借入予定額」 ・第6号議案 ・第7号、第8号、第9号議案における借入金額、借入先、借入条件に関する部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案の金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 134 ○○土地改良区にかかる平成16年度通常総代会議案（平成17年5月27日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（公開部分を除く） ・第2号議案の「平成15年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成15年度特別会計収支決算書」における1、3及び2の補助金以外の収入に関する部分 ・第2号議案の4、5 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第7号議案における金額の部分 ・第8号議案の「平成17年度一般会計収支予算書（案）」（補助金に関する部分を除く） 「平成17年度特別会計収支補正予算書」における補助金以外の収入に関する部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第6号議案 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の財産にかかる内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 135 ○○土地改良区にかかる平成17年度通常総代会議案書（平成17年3月30日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第1号の2 ・議案第1号の4 ・議案第1号の5 ・議案第2号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第2号の2 ・議案第3号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の1（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第4号の2 ・議案第5号の1（補助金に関する部分を除く） ・議案第5号の2 ・議案第6号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第7号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案第8号（補助金及び土地改良事業費に関する部分を除く） ・議案第9号における金額の部分 ・議案第10号における借入金額、借入利率、借入先、借入期間、償還財源の部分 ・議案第11号における金融機関名の部分 | |
|--|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 136 ○○土地改良区にかかる第58回通常総代会議案（平成17年3月19日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・報告5（補助金に関する部分及び監査報告書を除く） ・第1号議案の報告2における工事施工業者に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の報告5の1、2 ・第1号議案の財産目録 ・第2号議案（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案（監査報告書を除く） ・第8号議案 ・第10号議案2（補助金及び補修改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第11号議案 ・第12号議案 ・第13号議案 ・第14号議案 ・第15号議案 ・第16号議案における借入金の限度額、借入金の利息、借入先、償還の方法、預入先金融機関、債券保有に関する部分 ・第17号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 137 ○○土地改良区にかかる第50回総代会議案（平成17年3月20日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|----------------|---|
| 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情</p> |

| | |
|---|--|
| | 報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の2における施工業者に関する部分 ・第1号議案の3 ・第2号議案（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案（監査報告書を除く） ・第6号議案（2）（補助金、水道局収入及び新設改良費、災害復旧費に関する部分を除く） ・第7号議案 ・第8号議案 ・第9号議案 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第12号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 138 ○○土地改良区にかかる第52回通常総代会議案（平成17年3月27日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案の1（補助金、使用料に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第7号議案の1（補助金、使用料に関する部分を除く） ・第7号議案の2 ・第7号議案の3 ・第7号議案の4 ・第7号議案の5（特別会計からの補助金を除く） ・第7号議案の6における補助金以外の収入に関する部分及び事業費以外の支出に関する部分 ・第8号議案における金額の部分 ・第9号議案における金額の部分 ・第10号議案における金融機関名の部分 ・第11号議案における金額の部分 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|------------------|--|
| ・第12号議案における金額の部分 | |
|------------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 139 平成13年度〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成13年12月12日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） ・第1号議案の第3の2、4 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第4 ・第1号議案のII ・第2号議案の1（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の2 ・第2号議案の3 ・第2号議案の4 ・第2号議案の5 ・第2号議案の6における補助金以外の収入に関する部分（監査報告書を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 140 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成15年1月26日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 141 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月28日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の第2 ・第1号議案のII ・第2号議案のI（補助金、工事費に関する部分を除く） ・第2号議案のII ・第2号議案のIII（監査報告書を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 142 ○○土地改良区にかかる平成12年度臨時総代会議案（平成12年7月1日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|-----------------------|--|
| ・土地改良区理事長の印影（公開部分を除く） | 旧条例第6条第2号該当 当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 143 ○○土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月18日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|-----------------|---|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・第1号議案における金額の部分 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 145 ○○土地改良区にかかる第48回平成8年度臨時総代会議案（平成9年1月18日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） | 旧条例第6条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第2号議案（監査報告書を除く） ・第4号議案 | 旧条例第6条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 146 ○○土地改良区にかかる平成10年度臨時総代会議案（平成11年3月1日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------------------------|-------------|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第5号議案 | 旧条例第6条第1号該当 |

| | |
|--|--|
| | 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 第1号議案の1における請負業者に関する部分 ・ 第1号議案の2における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、測量費、工雑、設計料以外の支出に関する部分 ・ 第2号議案（監査報告書を除く） ・ 第3号議案における請負業者に関する部分 ・ 第4号議案 | <p>旧条例第6条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 147 ○○土地改良区にかかる平成15年度臨時総代会議案（平成15年12月20日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区理事長の印影 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・ 2号議案における補助金以外の収入に関する部分 ・ 3号議案 ・ 「財産目録」 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 148 ○○土地改良区にかかる第九回臨時総代会議案（平成12年7月18日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名（公開部分を除く） | <p>旧条例第6条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一号議案における「財産目録」 ・ 第二号議案の一 ・ 第二号議案の二における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、用地補償、市負担金、分筆登記、地目変更、所有権移転以外の支出に関する部分 ・ 第二号議案の三、四 | <p>旧条例第6条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 149 ○○土地改良区にかかる第10回臨時総代会議案（平成16年7月15日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| 土地改良区理事長の印影 | 新条例第7条第2号 当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため |
| ・第一号議案における「財産目録」 ・第二号議案の一 ・第二号議案の二における補助金以外の収入に関する部分及び工事費、設計費、工雑、市負担金、分筆登記、地目変更、移転登記以外の支出に関する部分 ・第二号議案の三、四 | 新条例第7条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 150 ○○土地改良区にかかる臨時総代会議案（平成11年11月20日開催） |
|--------------|---------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| ・個人の氏名（公開部分を除く） ・第2号議案 | 旧条例第6条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・第1号議案の1における補助金以外の収入に関する部分 ・第1号議案の2 | 旧条例第6条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|---|
| 公開請求にかかる行政文書 | 151 平成15年度○○土地改良区臨時総代会議案（平成15年12月24日開催） |
|--------------|---|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--------------------|--|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 新条例第7条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・土地改良区理事長の印影 | 新条例第7条第2号該当 |

| | |
|--|--|
| | 当該法人の内部管理に関する部分であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案（補助金及び受託工事費に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案 ・第6号議案 ・第7号議案 ・第8号議案（監査報告書を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 152 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成8年6月20日開催） |
|--------------|---------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>旧条例第6条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | <p>旧条例第6条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 153 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成9年7月18日開催） |
|--------------|---------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>旧条例第6条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適 | <p>旧条例第6条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利</p> |

| | |
|--|---------------|
| 正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | 益を害するおそれがあるため |
|--|---------------|

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 154 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年1月21日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 旧条例第6条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 | 旧条例第6条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 155 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成10年9月28日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | 旧条例第6条第1号該当 特定の個人が識別される個人の情報に該当するため |
| ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第6号（補助金に関する部分を除く） ・議案第7号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第7号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第8号 | 旧条例第6条第2号該当 当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 156 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成14年7月18日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 157 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成16年6月24日開催） |
|--------------|----------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号 ・議案第5号（監査報告書を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 158 ○○土地改良区臨時総代会議案（平成16年7月4日開催） |
|--------------|---------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の生年月日、電話番号 | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・議案第1号における請負業者に関する部分 ・議案第1号の第四 ・議案第2号（補助金に関する部分を除く） ・議案第3号における融資単独土地改良事業、維持管理適正化事業、調査設計に関する部分 ・議案第3号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第4号（監査報告書を除く） ・議案第5号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号における維持管理適正化事業に関する部分 ・議案第6号における補助金以外の収入に関する部分 ・議案第7号 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |
|---|--|

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 159 平成10年度〇〇土地改良区臨時総代会議案（平成10年6月30日開催） |
|--------------|--|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>旧条例第6条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案の（ロ）における補助金以外の収入に関する部分 | <p>旧条例第6条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 公開請求にかかる行政文書 | 160 平成14年〇〇土地改良区総代会議案（平成14年7月29日開催） |
|--------------|-------------------------------------|

| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案における請負業者に関する部分 ・第1号議案の「財産目録」 ・第2号議案の「平成13年度一般会計収支決算書」（補助金に関する部分を除く） ・第2号議案の「平成13年度特別会計収支決算書」における補助金以外の収入に関する部分 ・第3号議案（監査報告書を除く） | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |

| | |
|--------------|--|
| 公開請求にかかる行政文書 | 161 〇〇土地改良区にかかる平成14年度臨時総代会議案（平成14年7月22日開催） |
|--------------|--|

| | |
|---------|---------|
| 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------|---------|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名（公開部分を除く） | <p>新条例第7条第1号該当</p> <p>特定の個人が識別される個人の情報に該当するため</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業費調達に関する部分（公開部分を除く） ・第1号議案（監査報告書を除く） ・第2号議案（助成金に関する部分を除く） ・第3号議案 ・第4号議案 ・第5号議案における借入限度額、借入先、借入条件 ・第6号議案における預入先 | <p>新条例第7条第2号該当</p> <p>当該法人の収入・支出・経理・資金調達又は事業等に関わる情報であり、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動や正当な利益を害するおそれがあるため</p> |